

モバイル接続料の検証について(報告)

令和5年7月18日

事 務 局

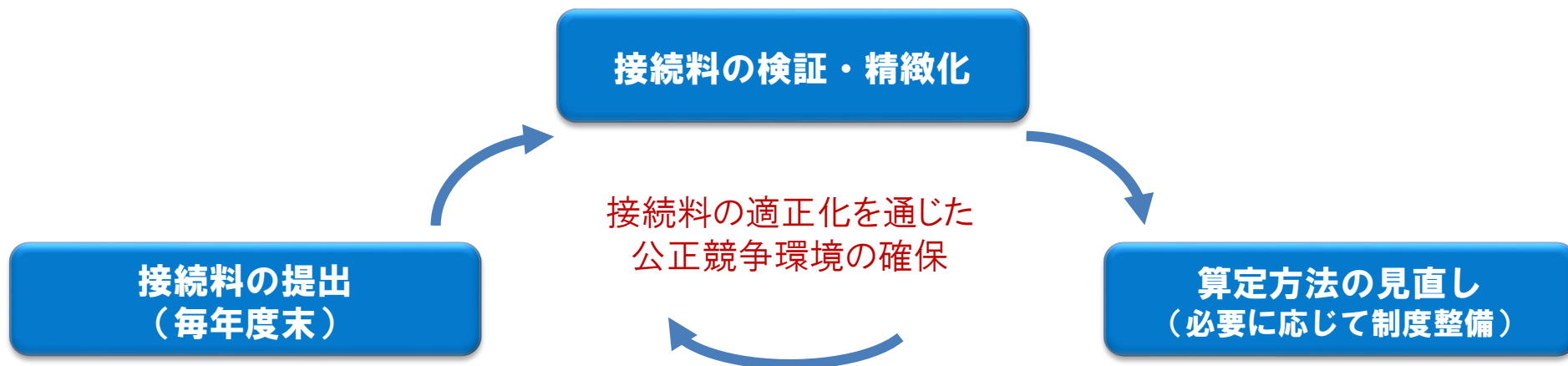
- ◆ 第二種指定電気通信設備制度における**接続料**は、電気通信事業法第34条第3項の規定により、「**能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの**」を超えてはならないとされ、その**設定対象機能（アンバンドル機能）**や**具体的な算定方法は、第二種指定電気通信設備接続料規則・電気通信事業法施行規則等で規定**されている。
- ◆ 接続料の適正性については、接続約款届出の後、接続料の算定根拠をもとに総務省で検証を実施し、書面で確認。検証結果に基づき、接続料の算定の精緻化の検討をすすめ、適正性の更なる向上につなげる。

【接続料の算定方法】

- 電気通信事業法：接続料は適正原価+適正利潤を上限として設定する旨規定している。
- 第二種指定電気通信設備接続料規則において、具体的な接続料の算定方法について規定するとともに、電気通信事業法施行規則において、接続料の適正性を検証するための算定根拠の提出について規定している。

$$\boxed{\text{接続料単価}} \leq \frac{\boxed{\text{適正な原価}} + \boxed{\text{適正な利潤}}}{\boxed{\text{需要}}}$$

【接続料精緻化のサイクル】



(参考)接続料の算定方法

原価

二種接続会計「移動電気通信役務収支表」の費用に基づいて算定

設備管理運営費*

対象設備等に係る費用の額を基礎として算定

二種接続会計規則「移動電気通信役務収支表」の費用を基礎として算出

+

利潤

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の資産に基づいて算定
※各項目の算定に用いる額は二種接続会計「貸借対照表」の額を用いる

他人資本費用 = レートベース × 他人資本比率 × 他人資本利率

正味固定資産価額* + 繰延資産 + 投資その他の資産 + 貯蔵品 + 運転資本

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の帳簿価額を基礎として算定された額

繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定

設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）×（機能の提供から接続料収納までの平均的な日数／365日）

負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定

有利子負債（社債、借入金及びリース債務）に対する利率及び有利子負債以外の負債に対する利率相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したもの

有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定

当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値として総務大臣が別に告示する値

+

自己資本費用 = レートベース × 自己資本比率（1 - 他人資本比率） × 自己資本利率

期待自己資本利率の過去3年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利率に比して高い年度を除く。）の平均値を基礎とした合理的な値

リスクの低い金融商品の平均金利 + β × （主要企業の平均自己資本利率 - リスクの低い金融商品の平均金利）

移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案した値として総務大臣が別に定める値又は1のいずれかが低い方の値

+

利益対応税 = （自己資本費用 + レートベース × 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債比率 × 利率相当率） × 利益対応税率

有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定

法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率の合計を基礎として算定された値

需要*
(通信料等の実績値)

データ伝送交換機能の接続料の場合は、「回線容量」

※データ伝送交換機能において採用している「将来原価方式」では、設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要について、将来の合理的な予測を行うこととしている。

- ◆ 二種指定制度における接続料の適正性に関する検証については、従来、二種指定事業者から提出される接続料の算定根拠に基づき、総務省において行ってきた。
- ◆ 二種指定事業者とMVNOとの公正競争の確保に向けては、接続料の適正性が十分に確保されることが重要であり、そのためには、接続料の水準や算定プロセスについての検証を、一層充実させることが重要であるところ、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書（2019年4月）においては、「提出を受けた算定根拠について、審議会への報告を行うことが適当」との指摘がなされた。
- ◆ こうした指摘を踏まえ、2019年度に適用される接続料から、接続料の算定根拠について接続料の算定等に関する研究会（以下「研究会」という。）において検証した上で、情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会へ報告を実施。委員から示された指摘等を踏まえ、総務省において検証の充実を図ることとしている。

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書（2019.4）（抜粋）

第5章 事業者間の競争条件に関する事項

1. 接続料算定の適正性・透明性の向上

(3) 対応の方向性

② 透明性の向上

MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けては、接続料の適正性が十分に確保されるようにするため、接続料の水準や算定根拠などその算定のプロセスについて、一層の透明性の向上を図ることが重要である。また、一種指定制度において、算定根拠等についての審議会での検証や公表により、その算定方法の精緻化が徐々に進められてきた経緯を踏まえると、二種指定制度における接続料についても、その算定根拠等を踏まえて、算定方法の一層の精緻化を検討することが必要である。

一方で、一種指定制度とは異なり、二種指定制度では、対象事業者が複数あり、競争環境下で役務の提供を行っていることから、一般に公表可能なデータの範囲には相違があることも考えられる。

そのため、総務省において、まずは、2019年度に適用される接続料（2018年度末に届出）から、提出を受けた算定根拠について、審議会への報告を行うとともに、提出した事業者への確認の上、可能な範囲で公表されるようにすることが適当である。また、接続料の算定方法の検討に際しては、実際に提出された算定根拠をその検討の場に示すことが適当である。

目次

1	本年度に適用される接続料	・ ・ ・ ・ 5
2	接続料の推移	・ ・ ・ ・ 8
3	予測値の算定方法	・ ・ ・ ・ 17
4	原価	・ ・ ・ ・ 22
4 - 1	原価抽出（ステップ1）	・ ・ ・ ・ 25
4 - 2	原価抽出（ステップ2・3）	・ ・ ・ ・ 39
5	利潤	・ ・ ・ ・ 41
6	需要	・ ・ ・ ・ 45
	（参考資料）	・ ・ ・ ・ 49

1. 本年度に適用される接続料

◆ 2023年度に適用される接続料は以下のとおり。

(1) データ伝送交換機能

①回線容量単位接続料

(10Mbps・月当たり)

		NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー・UQ	ソフトバンク・WCP
[精算接続料]	2021年度	27.0万円	22.5万円	18.7万円
[予測接続料]	2023年度	15.6万円	13.1万円	12.6万円
	2024年度	13.0万円	11.0万円	9.8万円
	2025年度	11.2万円	10.2万円	8.0万円

②回線数単位接続料

(1回線・月当たり)

		NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー・UQ	ソフトバンク・WCP
[精算接続料]	2021年度	71円	78円	92円
[予測接続料]	2023年度	65円	77円	87円
	2024年度	62円	76円	85円
	2025年度	60円	74円	82円

③SIMカード枚数単位接続料

(1枚当たり)

		NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー・UQ	ソフトバンク・WCP
	2023年度	208円	130円	201円

(2) 音声伝送交換機能

(1秒当たり)

	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー	ソフトバンク
2023年度	0.041535円	0.045747円	0.050837円
(参考)3分当たり	7.47円	8.23円	9.15円

(3) MNP転送機能

(1秒当たり)

	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー	ソフトバンク
2023年度	0.011280円	0.0050979円	0.006667円

(4) SMS伝送交換機能

(1通信当たり)

	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー	ソフトバンク
2023年度	0.38997円	0.49218円	0.484783円

2. 接続料の推移

9

データ接続料(回線容量単位接続料)の推移(3社比較)

- ◆ データ接続料については、合理的な予測に基づく「将来原価方式」により、2023～2025年度の接続料を算定。
- ◆ 2021年12月に実施された省令等の改正により、 β (※) の算定方法が変わったことに伴う利潤の低下が一部の事業者に影響。
- ◆ 今般の届出によると、接続料は引き続き減少傾向となる見通し。

※ β は接続料の利潤を構成する「自己資本費用」の計算に使用するパラメータ。

データ接続料の推移

(万円/10Mbps・月)

年度	NTTドコモ (万円/10Mbps・月)	増減率 (%)	KDDI (万円/10Mbps・月)	増減率 (%)	ソフトバンク (万円/10Mbps・月)	増減率 (%)
2017	52.4	-	61.0	-	60.6	-
2018	49.3	(▲6.0%)	52.9	(▲13.3%)	48.6	(▲19.8%)
2019	42.1	(▲13.4%)	42.7	(▲13.4%)	39.1	(▲19.6%)
2020	29.9	(▲28.8%)	37.2	(▲12.7%)	23.8	(▲39.0%)
2021	27.0	(▲27.5%)	22.5	(▲24.8%)	18.7	(▲21.3%)
2022	20.3	(▲24.8%)	21.1	(▲6.1%)	18.8	(+0.2%)
2023	15.6	(▲23.0%)	13.1	(▲38.1%)	12.6	(▲32.9%)
2024	13.0	(▲16.4%)	11.0	(▲15.7%)	9.8	(▲21.7%)
2025	11.2	(▲14.0%)	10.2	(▲7.7%)	8.0	(▲19.1%)

※ 2021年度までは、原価、利潤及び需要の各年度実績に基づく「実績原価方式」により算定された接続料を表示。

※ 2022年度の値は2022年2月末届出時の予測値。

※ 括弧内は対前年度増減率。

(参考)データ接続料の算定方法

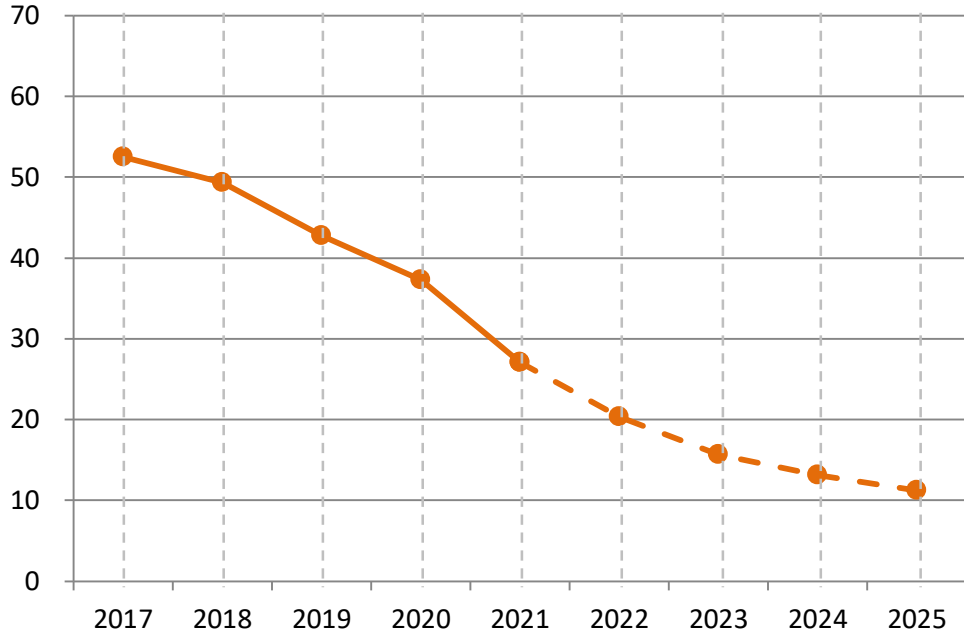
$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要(回線容量)}}$$

様式17の4の5

- ◆ NTTドコモについては、これまで接続料が減少し続けており、今後も減少し続ける見込み。
- ◆ 2022年度の値は2022年2月末届出時の予測値。

接続料の推移

(単位:万円)



(10Mbps当たり・月額)

原価、利潤及び需要の推移



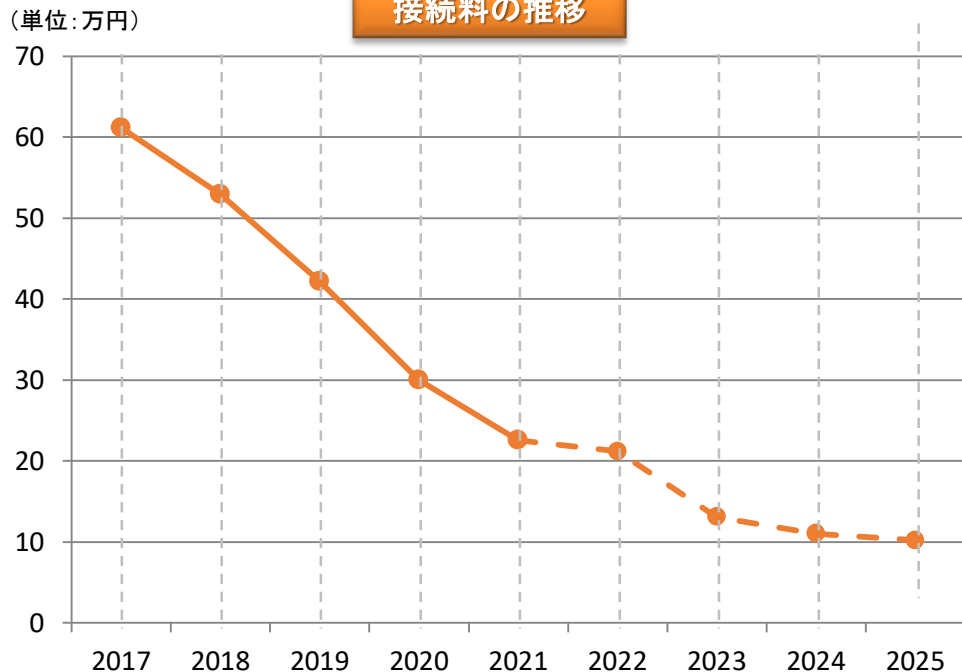
年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
原価 (億円)									
利潤 (億円)									
需要 (Gbps)									

※ 括弧内は対前年度増減率。

- ◆ KDDIについては、これまで接続料が減少し続けており、今後も減少し続ける見込み。
- ◆ 2022年度の値は2022年2月末届出時の予測値。

- ◆ 2020年度以降については、グループの全国BWA事業者（UQ）と共同で算定したもの。

接続料の推移



原価、利潤及び需要の推移



(10Mbps当たり・月額)

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
接続料 (万円)	61.0	52.9	42.1	29.9	22.5	21.1	13.1	11.0	10.2

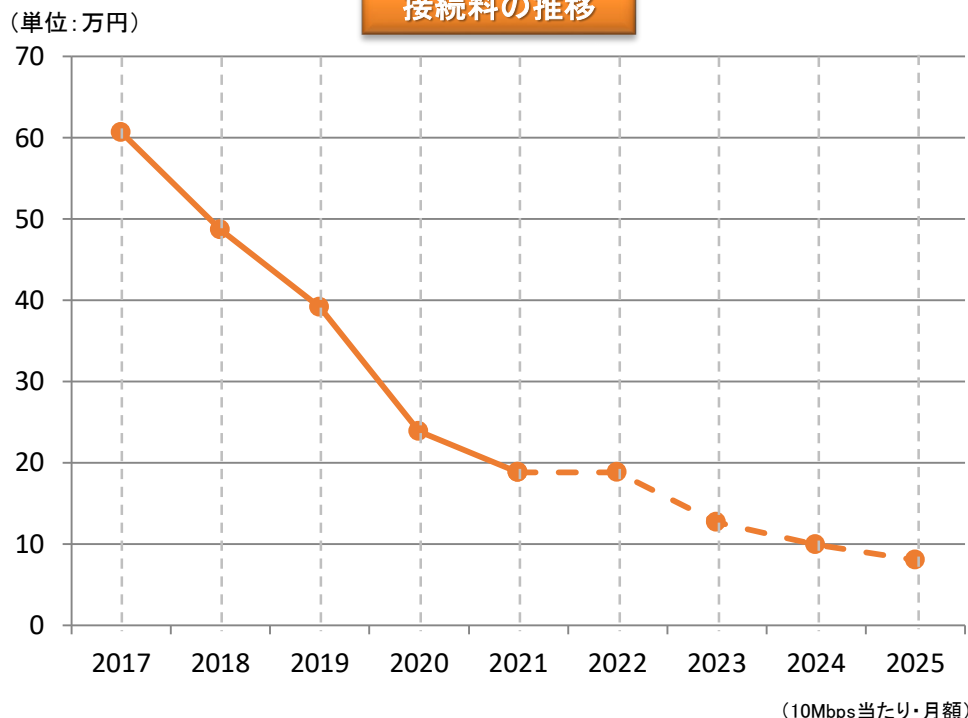
※ 括弧内は対前年度増減率。

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
原価 (億円)									
利潤 (億円)									
需要 (Gbps)									

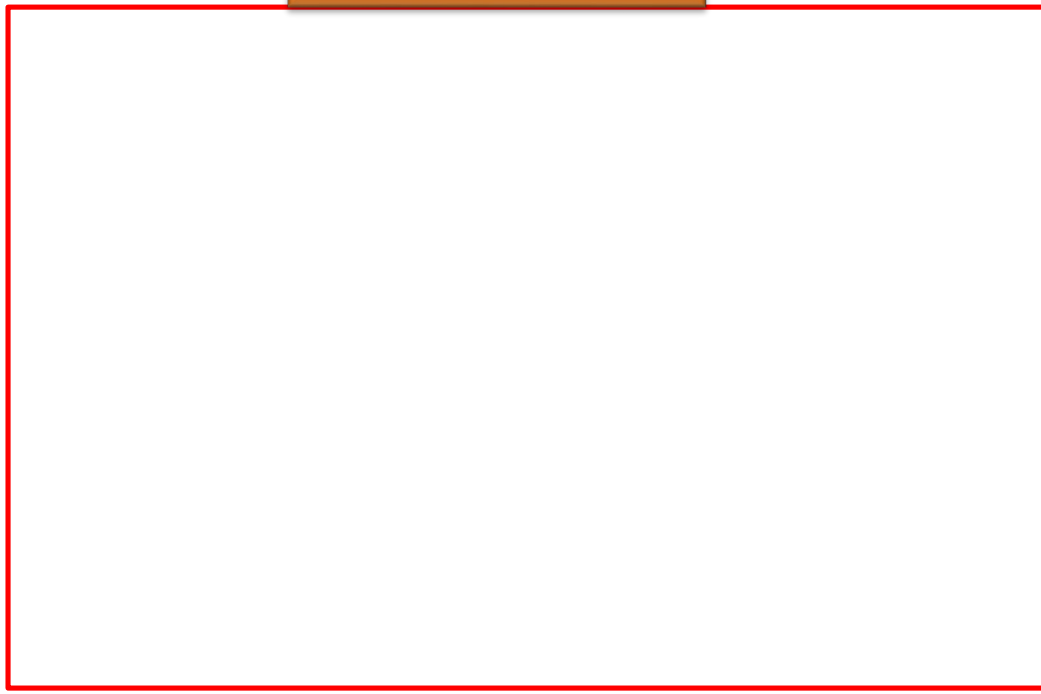
- ◆ ソフトバンクについては、これまで接続料が減少し続けており、今後も減少し続ける見込み。
- ◆ 2022年度の値は2022年2月末届出時の予測値。

- ◆ 2020年度以降については、グループの全国BWA事業者（WCP）と共同で算定したもの。

接続料の推移



原価、利潤及び需要の推移



年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
接続料 (万円)	60.6	48.6 (▲19.8%)	39.1 (▲19.6%)	23.8 (▲39.0%)	18.7 (▲21.3%)	18.8 (+0.2%)	12.6 (▲32.9%)	9.8 (▲21.7%)	8.0 (▲19.1%)

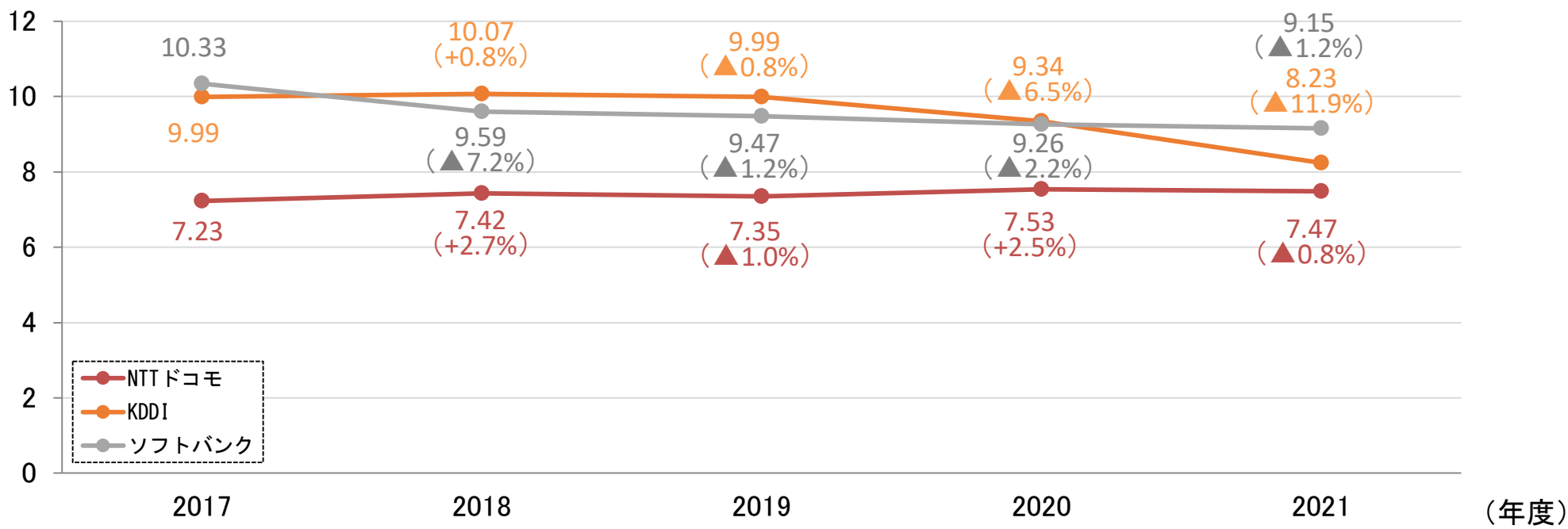
※ 括弧内は対前年度増減率。

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
原価 (億円)									
利潤 (億円)									
需要 (Gbps)									

- ◆ 音声接続料については、実績原価方式により、基礎事業年度を2021年度として2023年度に暫定適用する接続料を算定。
- ◆ 今般の届出によると、**接続料は引き続き横ばい傾向となる見通し。**

音声接続料の推移

(円/3分)



(参考) 音声接続料の算定方法

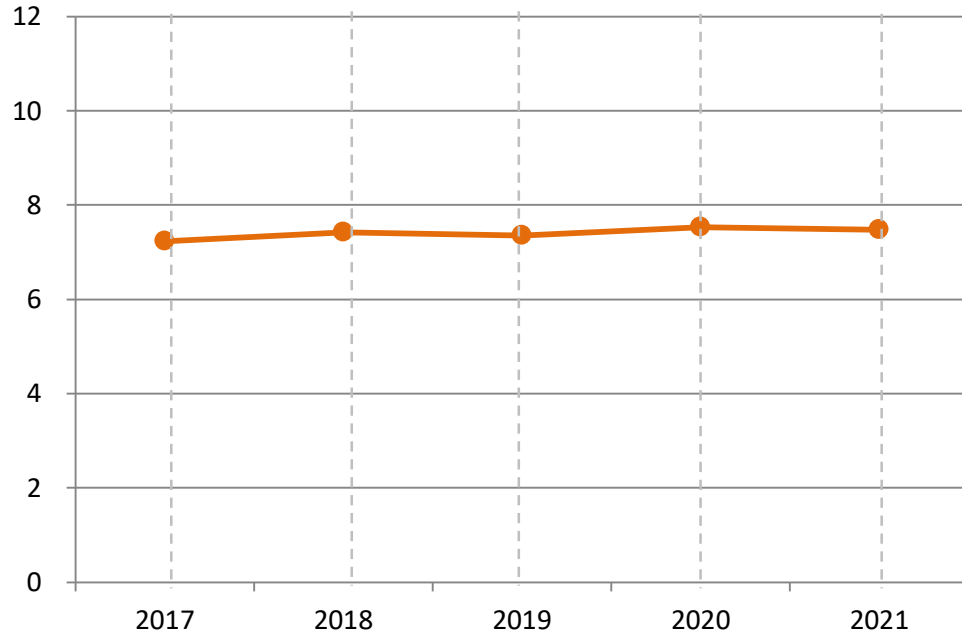
$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要[秒]}}$$

※ 括弧内は対前年度増減率。

◆ NTTドコモについては、接続料は引き続き横ばい傾向。

接続料の推移

(単位:円/3分)



年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
接続料 (円/3分)	7.23	7.42 (+2.7%)	7.35 (▲1.0%)	7.53 (+2.5%)	7.47 (▲0.8%)

※ 括弧内は対前年度増減率。

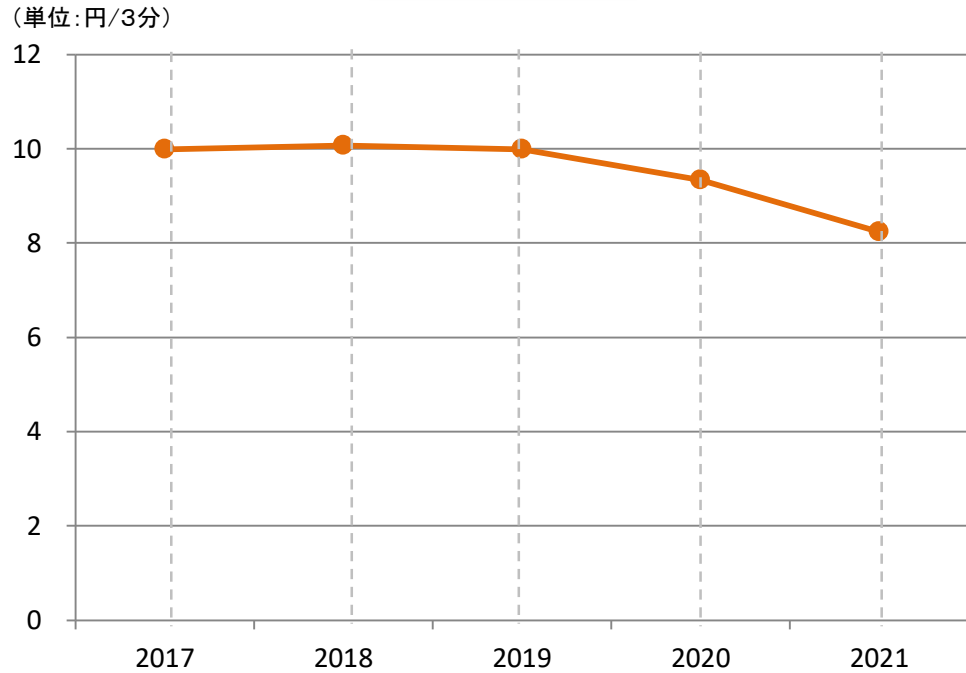
原価、利潤及び需要の推移



年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
原価 (億円)					
利潤 (億円)					
需要 (百億秒)					

◆ KDDIについては、2019年度以降、接続料は減少傾向。

接続料の推移



年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
接続料 (円/3分)	9.99	10.07	9.99	9.34	8.23
		(+0.8%)	(▲0.8%)	(▲6.5%)	(▲11.9%)

※ 括弧内は対前年度増減率。

原価、利潤及び需要の推移

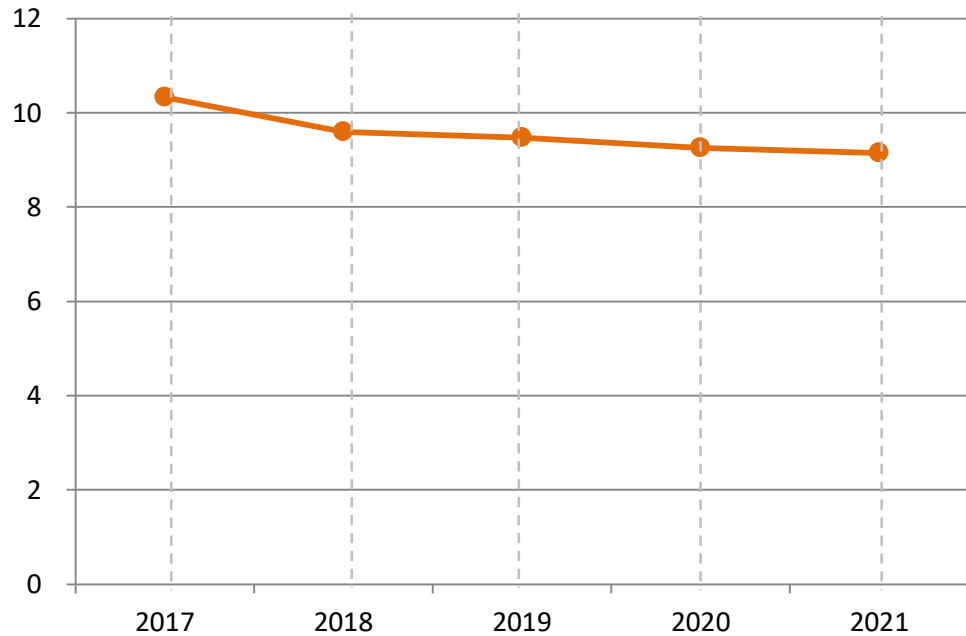


年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
原価 (億円)					
利潤 (億円)					
需要 (百億秒)					

◆ ソフトバンクについては、接続料は微減傾向。

接続料の推移

(単位:円/3分)



年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
接続料 (円/3分)	10.33	9.59	9.47	9.26	9.15
		(▲7.2%)	(▲1.2%)	(▲2.2%)	(▲1.2%)

※ 括弧内は対前年度増減率。

原価、利潤及び需要の推移



年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
原価 (億円)					
利潤 (億円)					
需要 (百億秒)					

3. 予測値の算定方法

- ◆ 各種接続料のうち、データ接続料（回線容量単位接続料）については、MVNOにおける予見性を確保し、キャッシュフロー負担軽減を図るとともに、公正競争を確保するため、合理的な予測に基づく「将来原価方式」による算定方式を採用。
- ◆ 「将来原価方式」においては、①接続料の原価である「設備管理運営費」、②利潤算定に用いるレートベースの大宗を占める「正味固定資産」、③「需要」のそれぞれについて合理的な将来予測を行うこととしている。

■研究会におけるこれまでの議論

- ◆ 研究会第6次報告書では、以下の点について議論。
 - 見込みの考え方の報告：予測の更なる精緻化に向け、計算式や計算に用いる基礎的なものの具体的な値に加え、各費目の予測計算式におけるパラメータの設定の見込みの考え方（例：Aの取組によりBに係る費用の低減を見込む）も届け出てもらうことが適当。
 - 外部要因とそれ以外の要因の分類：「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」について、外部要因とそれ以外の要因に分け、定量的に説明することは困難であるとの意見があることから、その分類にかかわらず、次年度以降の予測値の精緻化に資する説明を引き続き行っていくことが適当。
 - MVNOへの情報開示：MVNOにおける予見可能性を高める観点から、MNOは予測値と実績値の差異及び予測値と予測値の差異についても、情報開示告示（平成28年総務省告示第107号）に記載の「予測に用いた算定方法（計算式等具体的な考え方を含む。）」に関する情報の一環として積極的に情報開示を行うことが適当。また、MNOは社会的・経済的な影響の大きい不測の事態が起きた場合に限らず、平時であっても予測算定時に比べて状況変化が生じた場合には、必要に応じてMVNOに対して速やかに情報提供することが望ましい。

■研究会における本年度の議論の方向性

- ◆ 研究会第6次報告書において指摘された各論点について、MNOにおける進捗状況を確認するとともに、算定方法を更に精緻化すべき点がないか検討する。

<予測方法>

- ◆ 「設備管理運営費」「正味固定資産価額」及び「需要」の予測値については、各社とも昨年度と同様の考え方に基づき算定を実施。

<パラメータ設定の考え方>

- ◆ 各社からパラメータ設定の考え方について新たに届出がなされたものの、一部の事業者においては、パラメータの設定根拠である対象事業年度の見込み（具体的なコスト削減の内容等）が十分に細かい粒度で示されておらず、見込みとパラメータの増減との間の因果関係が不明確な部分があった。

<予測値の精緻化に関する説明>

- ◆ 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」について、次年度以降の予測値の精緻化に資する説明を引き続き行っていくことが適当であるとされている。今年度届出のあった接続料においても「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」が一定程度発生しているが、差異が発生する要因とパラメータ修正の考え方との因果関係が不明確な部分があった。

<MVNOへの情報開示>

- ◆ 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に関してMNOがMVNOに対して開示した内容が報告されるとともに、今後も積極的な情報共有を行う旨が表明された。



研究会における論点

- ◆ パラメータ設定の考え方については、事業全体の傾向等の抽象的な見込みではなく、より具体的かつ細かな粒度での見込みを示すことにより、見込みとパラメータの設定との間の因果関係を明確化する必要があるのではないか。
- ◆ 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」が発生している場合においては、差異が発生する要因の分析を行い、当該要因が一過性のものでないと考えられる場合には、パラメータ設定の考え方に反映させることが必要ではないか。
- ◆ 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に関するMVNOへの情報開示については、今後も積極的な情報提供が必要であり、引き続きMNOによる情報開示状況を確認することが適当ではないか。

ヒアリング結果

1) 見込みの粒度について

- **具体的かつ細かな粒度での見込みの考え方をあらかじめ整理し、総務省及び接続事業者へ提示・説明。【NTTドコモ】**
- 現在の予測においても算定時点において把握可能な将来の見込みについて反映して算定しており、**引き続き算定時点で把握可能な見込みについては反映していく考え。ただし、将来の計画に関して、具体的かつ細かな粒度での見込みが存在しない場合があることについては留意が必要。【KDDI】**
- 様式において、見込み（予測値）とパラメータ（予測値を算出するための計算方法・具体的な値）の設定の関係性が分かるよう、「予測値の具体的な計算式等」へ具体的かつ論理的に考え方を記載し、**「基礎的なものの具体的な値」へ具体的な数値を可能な限り細かな粒度で記載**。また、パラメータの設定においては、当社は経年での増減要因についても可能な限り細かな粒度かつ具体的に様式へ記載しているため、当社記載は見込みとパラメータ設定との間の因果関係の明確化に資するもの。【ソフトバンク】

2) 要因分析とその反映について

- **差異が発生する要因の分析をあらかじめ整理し、総務省へ提示・説明。【NTTドコモ】**
- **一過性のものではない要因に関して、算定時点において把握可能な見込みについてパラメータ設定の考え方に反映させることは一定の合理性がある。【KDDI】**
- 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」の要因については、当社は細かな費用項目レベルで乖離要因を確認し、様式へ記載。また、上述の粒度で「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」を確認し、その要因が一過性のものではない場合、当社はパラメータ設定の考え方に反映。具体的には、**〇〇**が12月届出時の分析において明らかとなったため、**〇〇**させるよう精緻化を図り、2月届出の値に反映させるなど能動的に対応。**今後も引き続き予測値の精緻化に向けた対応をしていく考え。【ソフトバンク】**

3) MVNOへの情報提供について

- MVNOの事業運営における予見可能性を高める観点から、予測に用いた算定方法及び見込みの考え方に加えて、**予測値と実績値の差異及び予測値と予測値の差異の理由についても積極的に情報開示を行う考え。【NTTドコモ】**
- **MVNOのご要望に応じて書面又は対面にて情報開示を行っており、引き続き情報開示に努めていく考え。【KDDI】**
- **MVNOに対しては、予測値と実績値の差異及び予測値と予測値の差異について、算定根拠として総務省殿に届出しているものと同様の内容を開示。【ソフトバンク】**
- 一部のMVNOから、「総務省告示（平成28年第107号）に示されている**具体的な算定方法（計算式等）が示されず、または示された場合であっても情報は不十分**」、「**現在の開示情報では、MVNO自らの努力でもって予測値の妥当性を検証するのは難しい**」との声があり、その状況に目立った変化は見られないとの認識。また、研究会第6次報告書において「予測値と実績値の差異及び予測値と予測値の差異」についての積極的な情報開示等が適当と示された一方で、**現状においてもMNOによる情報開示は不十分と認識しており、予測算定時以降の状況変化が生じた場合の速やかな情報提供や、差異についての具体的な理由等の説明はなされておらず、MVNOで実績値の水準を予想することができない**という状況に変わりはない。MNOからMVNOに対する情報開示のさらなる充実を希望。【MVNO委員会】

方針整理

1) 見込みの粒度について

- ◆ パラメータを設定する際に用いる将来の見込みについては、具体的かつ細かな粒度で示すことにより見込みとパラメータ設定との間の因果関係を明確化することが適当である。
- ◆ 将来の具体的な見込みが存在しない項目についても、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」において示されている具体例の粒度を参照し、可能な限り細かな粒度で記載することが適当である。

●MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（抜粋）

予測値の算定に当たっては、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、設備管理運営費及び正味固定資産価額の全ての算定区分並びに需要の予測値について、予測対象年度における見込みを反映することが求められる。ただし、見込みを用いる場合と見込みを用いない場合を比較した上で、見込みを用いない場合が、接続料の算定の適正性に確実に資するときは、この限りではない。

例えば、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額における予測値の算定では、予測対象年度における基地局等の整備見込み及びシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更）等を、「需要」における予測値の算定では、データ伝送容量の拡充予定等を適切に反映することが望ましい。

また、過去の実績値を用いる上で、予測値の算定作業を行う年度における年度途中の実績も可能な限り用いることが望ましい。

2) 要因分析とその反映について

- ◆ 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」が発生する要因の分析及び分析結果の次期算定への反映は、既に一部の事業者において行われているところ、引き続き積極的に分析結果をフィードバックすることで予測値の算定方法の更なる精緻化に努めることが適当である。

3) MVNOへの情報提供について

- ◆ 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」について、情報開示告示（平成28年総務省告示第107号）に規定された「予測に用いた算定方法（計算式等具体的な考え方を含む。）」に関する情報の一環として積極的に情報開示を行うことが適当である点はこれまでも指摘されているところ、一部MVNOからは情報開示が不十分であることが指摘されている。そのため、MNOにおいてはより積極的な情報開示に努めるとともに、総務省において引き続きMNOの情報開示状況を確認することが適当である。

●平成28年総務省告示第百七号（抜粋）

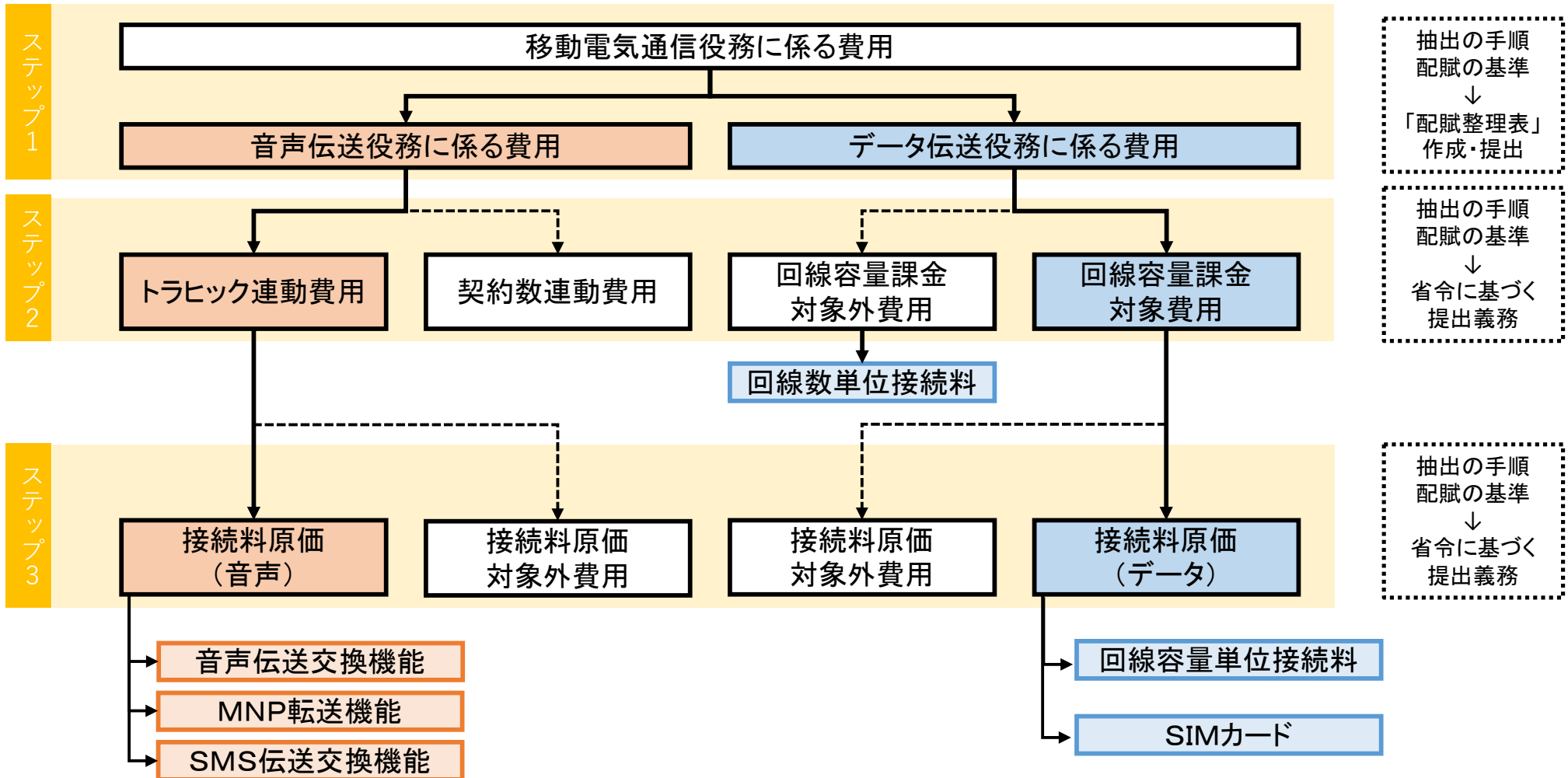
（開示される情報）

第二条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ（1）に規定する情報は、次のとおりとする。

- 十 接続料規則第四条第一項の表に掲げる機能の将来原価方式（接続料規則第二条第二項第四号に規定する将来原価方式をいう。）を用いて算定される接続料について、第二種指定設備管理運営費（接続料規則第二条第二項第二号に規定する第二種指定設備管理運営費をいう。）及び需要に係る予測（過去の実績及び予測対象年度における見込みを含む。）に用いた算定方法（計算式等具体的な考え方を含む。）に関する情報

4. 原価

- ◆ 音声/データ接続料の原価は、3ステップ（ステップ1：音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦、ステップ2：トラヒック連動費用/回線容量課金対象費用の抽出、ステップ3：接続料原価の抽出）に基づき抽出される。
- ◆ ステップ1については、第二種指定電気通信設備接続会計規則（以下「二種会計規則」という。）に配賦基準が示されているとともに、二種指定事業者は配賦基準を記載した配賦整理書を作成・提出することとされている。
- ◆ ステップ2、3については、研究会第五次報告書において算定方法の詳細等について総務省へ提出を求めることが適当等とされたことを踏まえ、算定根拠の様式において、配賦・抽出の状況を報告することとされている。



- ◆ 接続料原価は、3ステップに基づき抽出される仕組みとなっている。
- ◆ 各社の接続料原価の構成比率を確認すると、音声/データ接続料に関わらず、一貫して「減価償却費」及び「施設保全費」の占める割合が高い。

■研究会におけるこれまでの議論

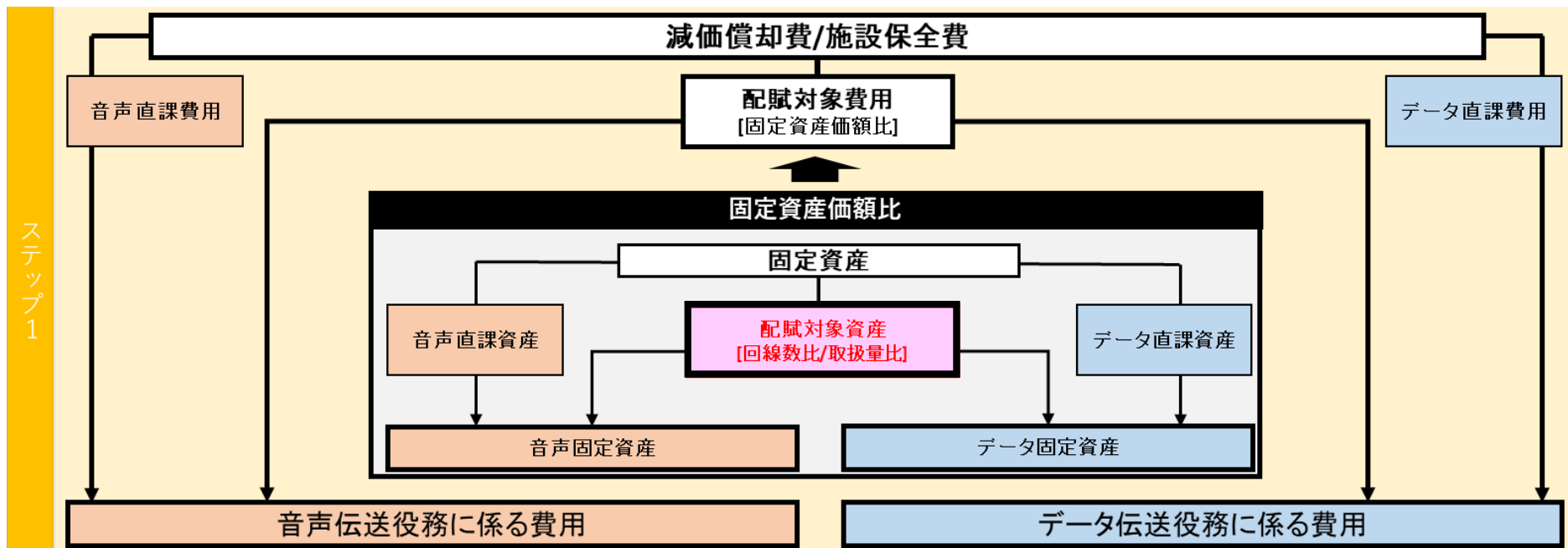
- ◆ 接続料原価の抽出・配賦プロセスのうち、ステップ1については二種会計規則に抽出・配賦の基準が示されているとともに、各社に対して配賦整理書の作成・提出を求めており、透明性及び検証可能性が確保されている一方、ステップ2・3については抽出・配賦の考え方が不透明であった。
- ◆ そのため、研究会においては特にステップ2・3に焦点を絞って累次の議論を実施し、以下のとおり明確化を図ってきた。
 - 各社の控除率の比較
 - 費用の抽出・配賦基準について総務省への届出対象に追加（省令様式の追加）
 - 抽出・配賦に関する考え方の一貫性について総務省において確認
- ◆ 研究会第6次報告書においても、ステップ2・3について、以下のとおり整理。
 - 事業者間で原価の抽出・配賦に関する考え方や方法が異なること自体は直ちに問題とはいえないものの、接続料の適正性の確保の観点から、各事業者において原価の抽出・配賦に関する考え方や方法に一貫性が担保されていることが必要。
 - 原価の抽出方法や配賦基準等については現行の届出様式にて引き続き報告を求めつつ、仮に前年度と算定方法に関する考え方等に変化が生じた場合には、その旨とその理由を総務省に説明するとともに、届出様式の備考欄にもその内容を記載した上で届け出ることが適当。

■研究会における本年度の議論の方向性

- ◆ 原価抽出プロセスのステップ2・3については、研究会のこれまでの議論を通じ、一定の明確化を図ってきたところであり、各社からの届出に基づき、控除が適切に行われているか、抽出・配賦に関する考え方の一貫性は確保されているか、といった観点から検証を行う。
- ◆ ステップ1の音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦に関しては、二種会計規則において配賦整理書の作成・提出が義務付けられており、一定の透明性及び検証可能性が確保されているものの、研究会においてその適正性については検証されていない。
仮にステップ2・3において控除すべき費用が適切に控除されたとしても、音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦が適切に行われなければ、音声接続料/データ接続料が過大あるいは過小に見積もられる等、算定の適正性が確保されないおそれがあることから、本年度は、ステップ1についても分析・検証を行う。

4-1. 原価抽出(ステップ1)

- ◆ ステップ1においては、移動電気通信役務に係る各営業費用が①音声直課費用、②データ直課費用、③配賦対象費用に分類される。接続料原価の大半を占める減価償却費及び施設保全費については、①②のとおり各役務に費用を直課した上、③の配賦対象費用については「固定資産価額比」に基づいて配賦される。
 - ◆ **固定資産価額比の算出に当たっては、①音声直課資産、②データ直課資産、③配賦対象資産に分類され、③については原則として回線数比又は取扱量比に基づいて算出**することとされている。
- **第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第三（抜粋）**
- 第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。
 - 二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種別の役務に配賦すること。
 - 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種別の役務に配賦すること。
 - 施設保全費** 関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
 - 減価償却費** 関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下同じ。）比
 - 二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種別の役務に配賦すること。
- ◆ 直課/配賦については、**固定資産価額比を算出する際の資産の直課/配賦と減価償却費及び施設保全費といった費用を音声/データ間で配分する際の費用の直課/配賦**について区別して議論することが必要。



研究会における論点

ステップ1の音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦に関する考え方について確認・検証を行うことが適当ではないか。例えば、固定資産価額比については、音声/データ伝送役務のトラヒック比に基づいて算出することについて検討してはどうか。

- ◆ 本論点は、これまで適正性が検証されてこなかった原価抽出プロセスのステップ1について、トラヒック比に基づく固定資産価額比の算出を原則化することを通じて適正性の向上を図る目的で事務局から提示したものであるが、構成員からは**固定資産価額比をトラヒック比に基づいて算出することの是非について議論する以前に、各社がステップ1において採用している現行の考え方が適当であるかを検証する必要があるとの指摘**があった。
- ◆ また、事業者からは**仮にトラヒック比に基づく固定資産価額比の算出を原則とする場合であっても、トラヒック比以外の考え方に基づいて音声/データ通信役務間で配賦を行うべき資産や一方の役務にのみ帰属するものとして直課される資産が一定程度存在するとの指摘**があった。
- ◆ こうした構成員及び事業者からの指摘を踏まえ、**本論点については、以下のとおり細分化して整理**。

論点①-1：原価抽出プロセス（ステップ1）における各社の現行の考え方は適当か。

論点①-2：考え方の見直しが必要な場合、トラヒック比に基づいて固定資産価額比を算出する考え方は適当か。

論点①-3：トラヒック比に基づいて固定資産価額比を算出することとした場合に留意すべき点はあるか。

- ◆ 原価抽出プロセス（ステップ1）において各社が現行採用している考え方は、研究会における各社ヒアリング及び事務局からの追加質問事項について明らかとなったところ、構成員より特に指摘があった点は以下のとおり。

(a) 原価計算の原則との整合

ヒアリング結果

- 会計の整理にあたっては、**収益と費用の関係を踏まえた整理が重要であり、設備投資やコスト投下によって、移動体事業や固定事業、音声役務・データ役務それぞれだけ収益を獲得できるか、という考え方をベースに投資判断を実施。**そのため、**_____**。これまでの会計整理の考え方は法令にも則ったものであり、その整理方法や結果は、**配賦基準を含めて監査法人によって監査を受けており、否定されるものではない。**【KDDI】
- **原価計算の原則は、経営資源の使用・利用・消費したことに基づく受益者負担の価値移転による計算であり、そういった利用や消費の因果関係が分からないようなときに初めて、例外的に負担力に基づく価値回収の計算が行われる。**そのため、価値回収的な計算が交ざっている点は非常に違和感があり、**それを配賦基準とするのであれば、それが例外的に認められるような説明が必要。**【第71回会合・高橋構成員】
- KDDIの考え方 **_____** が全くないとは言わないが、この考え方での配分が多いことに関しては適正であるかどうか少し疑問。【第72回会合・佐藤構成員】
- **監査法人による監査は、財務会計作成について、投資家・債権者向けの情報の質を担保するものであり、接続料原価計算の質を保証するものではない。**【第72回会合・高橋構成員】
- **KDDIの考え方 _____ は、コスト以外の要因が入ってくるので適切ではない。**【辻座長（書面）】
- **_____** 【高橋構成員（書面）】
- KDDIは他事業者とは異なり **_____** 配賦基準としている。その際、**_____** **という事業者の主観的要素に基づいた基準であり原価の適正性確保が十分とは言い難いとの主張も想定される。**【西村（暢）構成員（書面）】

論点①-1:原価抽出に関する現行の考え方

◆ 会計学においては、**価値移転的原価計算が原則であり、「負担力主義」に代表される価値回収的原価計算は例外的に採用される考え方**である。

● 岡本清.『原価計算』.[6訂版].国元書房.2000.4 p158-159/p362

2. 製品別配賦基準選択の一般原則

製造間接費を製品別に配賦するときは、上述の配賦基準のなかから、その工場の実情に応じて、**それぞれもっとも適当と思われる基準を選択しなければならない**。その場合、適当と判断する基準は、次のとおりである。

(1) 価値移転的原価計算の場合

通常の原価計算は、**価値移転的原価計算**である。たとえば素材を消費して仕掛品を作ると、素材のなかにはいつていた価値が仕掛品へ移転する。仕掛品を消費して製品を作ると、仕掛品のなかにはいつていた価値が製品へ移転すると考える。このように**投入と算出の因果関係を重視し、投入された原価材のなかに入っていた価値が製品へ移転したと考えて、その移転過程をできるだけ正確にとらえるのが、通常**の原価計算である。(略)

(2) 価値回収的原価計算の場合

ごくまれであるが、原価計算を負担力主義にもとづいて行うことがある。これは、**原価を収益性の高い製品へ余分に負担させるもの**であり、後述する直接材料費基準を使用する根拠になる。(略)

現行の原価計算は、**価値移転的原価計算であって、負担力主義の原価計算ではない**(略)しかし**連産品原価の計算では、元来各種連産品毎に製造原価を計算すること自体が不可能なのであるから、正常市価基準で連結原価を各種連産品へ按分ないし配賦することが例外として認められるわけである**。

● Horngren, C.T and G. Foster, *"Cost accounting : a managerial emphasis"* , 6th ed, N.J. : Prentice Hall,c1987 p413-414

... The criterion chosen in a specific decision should be guided by the dominant purpose to be served by the cost allocation. This text emphasizes **the superiority of the cause-and-effect criterion when the purpose of cost allocation is related to resource allocation decisions or motivation**. ...

EXHIBIT 12-2 Criteria to Guide Cost Allocation Decisions

1. Cause and effect . This criterion identifies the outputs of the cost pool ... and allocates the costs in proportion to the services provided
2. Benefits received. This criterion identifies the beneficiaries of the outputs of the cost pool and allocates the costs in proportion to benefits received. ...
3. Fairness or Equality. This criterion is often cited in government contracting where cost allocations are the means for establishing a mutually satisfactory price. ...
4. Ability to bear . This criterion advocates allocating costs in proportion to the cost objective's ability to bear . An example of is the allocation of corporate executive salaries on the basis of divisional profitability ; the presumption is that the more profitable divisions have a greater ability to absorb corporate headquarters' costs. Note the similarity of this criterion to the justifications given by legislators of progressive income tax rates.

(概要) 配賦を行う際の基準は費用配賦によって果たされる目的に基づいて決定されることが必要であり、本テキストでは**費用配賦の目的がリソース配分の決定等に関連する場合には、因果関係基準 (Cause and effect) に優位性があることを強調**。

- ・ **因果関係基準 (Cause and effect) とは提供されたサービスに応じて原価を配賦する考え方**。
- ・ **負担力基準 (Ability to bear) については、原価計算対象の負担力に応じて配賦をする考え方**であり、企業の各部門を担当する幹部の給与について、各部門の収益性を基準に配賦する場合等に用いることが適当。

(b) 資産区分の考え方（「エリア展開のための設備」を区分する考え方）

ヒアリング結果

- 費用を各設備区分に直課させ、または因果性（コスト・ドライバー）に基づき合理的・適切に帰属（配賦）させることが接続会計の原則であり、こうした考え方に基づいて直課・配賦を実施。移動通信の設備構築には①需要に拠らないモビリティ・社会インフラとしての設備投資、②需要増に対する設備投資の2つの側面があり、。【ソフトバンク】

- 「面的カバー」という言い方をしているが、トラヒックに連動しない固定資産の配賦基準について、少なくとも、VoLTE交換機、サービス制御系装置、障害対策システムといったものに配賦基準を設定しているといったぐらいの説明が必要。各社の配賦基準の違いについて、考え方のすりあわせが必要。【第72回会合・関口構成員】
 - （エリア展開が開設指針の要請によるものであるという主張について、）そういった場合でも、経営上の判断で投資を行う場合と、開設指針等の別の要請から投資を行う場合があり、多くは経営判断によるもののように思う。通信というのはネットワークの外部性があり、その地域につながっていることのメリットが大きいことから、基本的にビジネス戦略により、需要がそれほど多くないところであっても現在投資していると理解。そういった地域で投資したものについて、トラヒック比ではないとすれば何で配賦するのが適切なのかという議論が必要。【第72回会合・佐藤構成員】
 - ソフトバンクの「エリア展開等の観点から最低限必要な設備」は、そのような設備内容と金額をLRICでユニバコストを推定したように、地域の人口、人口密度、地区の地勢（山間部の面積）、さらには住民の年齢構造、産業構成といった要素も加えて算出することは理論的に可能であるが、現実的に困難である。厳密に推定できなければ、恣意性が入る余地がでる。また、その設備を音声/データ間でことの根拠は乏しい。【辻座長（書面）】
 - 基本的なキャパシティの維持に関わるコストと、増分部分で追加されるコストを別々の配賦基準で配賦することには一理ある。しかしながら、その線引きをどのようにしているのかということについて詳しい説明が必要。【第74回会合参考資料・高橋構成員】
 - ご意見は理解できますが、エリア展開に必要な最低限の設備は主要固定部分※に相当。これをで分担すると、音声接続料の分担が大きくなりすぎる。音声とデータのトラヒック比（QoSを考慮した）あるいは収益比にすべきと考える。ただ、いずれにせよ主要固定分の影響が大きいと接続料金の当初の思想からずれてくるように思う。まだスタートアップ段階の小規模事業者については、過渡期の配慮も必要と思うが、それによって通信費用を負担する発信側利用者から直接見えない着信接続料を過度に上昇させない配慮が必要。【酒井構成員（書面）】
- ※ 電話のコストは(1)呼数比例部分、(2)呼量（トラヒック）比例部分、(3)利用者回線数比例部分、(4)土地、建物などの主要固定部分、に分類。固定部分については、どの装置にもある程度固定部分があり、処理量が増えると装置自体を増設するが、ここでは土地、建物のような殆ど増設の無い部分を指す。

(c) 直課項目/トラフィック比以外の配賦基準の適正性

ヒアリング結果

➤ 研究会第73回会合において、現行の原価算出プロセスのステップ1のうち、

- ① 固定資産価額比の算出時に音声に直課している資産の概要
- ② 固定資産価額比の算出時にトラフィック比以外の基準で配賦されている資産の概要
- ③ 音声伝送役務に関連する費用の算出時に音声に直課している費用の概要

について各社から示された。(NTTドコモ/KDDI/ソフトバンク)

- トラフィックに連動しない固定資産の配賦基準について、少なくとも、VoLTE交換機、サービス制御系装置、障害対策システムといったもの毎に配賦基準を設定しているといったぐらいの説明が必要。各社の配賦基準の違いについて、考え方のすりあわせが必要。【第72回会合・関口構成員】(再掲)
- 音声とデータの配賦の考え方をMNO 3社間で統一するためには楽天モバイルを加えたメンバーでNGNにおける優先パケットの時と同様なWGを作って集中的に検討する必要があるのではないか。【相田構成員(書面)】
- MVNOの接続料の予見可能性を高めるためにも、共通の資産・費用の算出方法や配賦基準の統一化は必要である。これらの実現に向けて、毎年総務省において確認していくことは必須と思われる。【辻座長(書面)】

➤ 【西村(暢)構成員(書面)】

方針整理

1) 固定資産価額比の算出

- ◆ 固定資産価額比の算出方法について、各社に詳細な考え方を聴取したところ、採用している考え方がそれぞれ異なることが明らかとなった。事業者間で算出プロセスが異なること自体は直ちに問題となるものではないが、各社の採用している考え方について、次のとおり改善の余地があることが指摘された。
 - ・ 一般に原価計算は原則として受益者負担の考え方に基づいて行われるべきであり、音声／データ間で原価を配分する際には利用者の利用実態に応じた固定資産の配賦を行うことが適当である。具体的には、音声／データ間の配賦対象となる資産を配賦するに当たっては、二種会計規則に規定されているとおり、回線数比又は取扱量比による配賦を原則とすることが適当であることを踏まえれば、一部のMNO（KDDI）が固定資産の配賦に際して用いている考え方については上記原則に基づいて見直す余地がある。
 - ・ 今回の検証においては、一部のMNO（ソフトバンク）は、固定資産の配賦において通信設備を「エリア展開に要する設備」と「需要増に対応する設備」に分類し、それぞれに異なる配賦基準を採用している。この考え方では、通信設備の分類方法及び適用する配賦基準について恣意性が入る可能性があること等を踏まえれば、ソフトバンクが固定資産の配賦に際して用いている考え方については見直す余地がある。
- ◆ こうした各社の考え方は、特定の条件下では一定の合理性が認められ得るが、接続料の適正性向上の観点からは、各社の固定資産価額比の算出方法は可能な限り統一されることが望ましく、総務省においては、各社の考え方を十分に確認の上、固定資産価額比の算出方法として最適と認められた方法に基づく算出を各社に求めることが適当である。
- ◆ また、各社の採用する算出プロセスに改善の余地があることを踏まえれば、まずは、毎年度の接続料検証に際して固定資産価額比の算出プロセスの適正性についても検証を行う必要がある。このため、総務省における毎年度の検証を可能にすることが適当である。

2) 「減価償却費」「施設保全費」の音声／データ間の配分

- ◆ ステップ1における「減価償却費」「施設保全費」の配分について、各社に詳細な考え方を聴取したところ、各社において採用している考え方が異なることが明らかとなった。事業者間で配分の考え方が異なることは直ちに問題となるものではないが、各社の考え方の違いが音声／データ間の配分結果にどのように影響するかについて明確化することが必要であるとの指摘があったこと及び各社における直課／配賦の割合の違いが音声／データ間の配分結果の違いに少なからず寄与していると想定されることを踏まえれば、接続料の適正性向上の観点から、毎年度の接続料届出に際して①直課／配賦の割合、②各役務に直課する費用項目・額、③当該項目について直課とする理由等についても提出を求めることが適当である。

背景

- ◆ 原価抽出プロセスの制定当時は音声/データ伝送役務が基本的に別々の設備により構築されていることを前提としていたところ、現在では両役務は基本的に共通の設備を用いることによって提供されるようになった。こうした状況は、**音声**（光IP電話等）**及びデータ**（フレッツ光・コラボ光等）**の双方で用いられるNTT東日本・西日本のNGNにおける状況と同様**であると考えられ、NGNの接続料算定において用いられている考え方を参照することが考えられる。
- ※ 現在、NGNの接続料算定においては、音声・データで専有的に利用している設備のコストはそれぞれの適用接続料に直課した上で、**音声・データで共用する設備のコスト**（NGNにおいては伝送路、中継ルータ等）**については、トラフィック比**（ポート実績トラフィック比）**を基本**としつつ、音声等における通信品質の確保に要する帯域を考慮（QoS制御係数）して配賦している。（結果として、現在の適用接続料（令和4年4月～令和6年12月）においては、例えば**伝送路では音声**（光IP電話接続機能等）**：データ**（一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能等）**で、** **で配賦**）

ヒアリング結果

- **すべての資産に対してトラフィック比を適用することは適切ではなく、トラフィックとの関連性の高い資産を対象とする等、各社の設備態様に依りて適切な配賦基準を設定することが適切。トラフィックに連動しない固定資産（VoLTE交換機、サービス制御系装置、障害対策システム等が該当）は、それぞれに応じた適切な配賦基準を設定することが適当。【NTTドコモ】**
 - 仮に配賦基準についての考え方を見直す場合には想定される課題（後述）に対する丁寧な議論が必要。【KDDI】
 - 固定資産価額比の算出において、**音声とデータ共通費用を「トラフィックのみ」でコスト配賦することは不適切**であり、従来どおり、コスト・ドライバー等に基づく合理的・適切な配賦（帰属）及び集計を維持することが必須。【ソフトバンク】
 - **音声/データ伝送役務で共用する設備の「減価償却費」及び「施設保全費」の配賦について、NGNと同様に固定資産価額比をトラフィック比に基づいて算出することは、MNO各社の算定方法の共通化に繋がることから望ましい。【MVNO委員会】**
- **トラフィックだけで配賦するのは無理があるとの意見には賛同。【第72回会合・関口構成員】**
 - **現在選択肢として挙がっている配賦基準の中では、トラフィック比が3社を比較する上でもっともシンプルでかつ透明性や恣意性排除の点で望ましいと思われる。【辻座長（書面）】**
 - **回線数比はできるだけ避けるべき。【酒井構成員（書面）】**

方針整理

- ◆ 固定資産価額比については、**費用の発生の様態や透明性・恣意性排除の観点から、基本的にはトラフィック比により算出することが適当**である。一方で、一部の資産についてはトラフィック比以外の配賦基準を用いることが適当な場合があることが確認された。このことを踏まえれば、**トラフィック比による配賦を原則とし、例外的にトラフィック比以外の基準によって配賦する項目については特に重点的に、毎年度の接続料検証に当たってその配賦の考え方の適正性を確認することが適当**である。

ヒアリング結果

[音声通信の特性の考慮]

- 配賦基準にトラフィック比を用いる場合においても、**音声トラフィックはその品質確保のためにQoSにより優先的な通信を行っている点を考慮することが適当。**【NTTドコモ】
- **音声サービスの安定提供はデータ通信と比べ、相対的に社会的影響が甚大であり、より安定的な保守運営を求められる点や求められる技術基準が高く恒常的な設備投資・設備管理が必須である点に留意が必要。**【ソフトバンク】

[詳細に関する事業者間の調整]

- **以下の課題に対する丁寧な議論が必要。**【KDDI】
 - ＜トラフィックデータに関する定義等＞
 - ・**使用すべきデータの定義、測定箇所や抽出条件、重み付けの要否等**
 - ・**上記データの取得の可否や各社における条件の整合性等**
 - ＜適用対象設備・費用の範囲＞
 - ・トラフィック比を用いた固定資産価額比について、どのような設備、費用項目に適用することが適当か

[接続料収支への影響]

- 非指定事業者がLRICミラー等を接続料に設定している場合、**収支差が拡大する懸念があるため、公正競争上の観点から、必要な措置を講じる必要がある。従って、将来のIP化を踏まえ、ビル&キープ方式の導入や非指定事業者の接続料の考え方を同時に議論・整理すべき。**【NTTドコモ】
- **仮に移動体接続料のみ見直しを行った場合、音声接続料の大幅減が見込まれ、MNOの経営に与える影響が大きい。**【KDDI】

- **トラフィック比と言ってもQoSも考慮したほうが良いのではないかと意見があった。ただ、実際にこれをどこまでするか検討を厳密に行うのは難しいと思うので、こういった考慮をしながらある程度のところでうまく収める必要がある。**【第72回会合・酒井構成員】
- **トラフィック比を計算する場合、ソフトバンクの主張のように、音声パケットにはショートパケットが多い等の特徴があることまで考慮すると、厳密にQoSを考慮した、音声、データの重みづけを求めることは容易ではない。NGNの際に求めた重みづけも、ある程度モデルを単純にしてある。従って、過度にモデルを複雑化しないよう、かつ方式を統一するよう配慮すべき。**困難な部分について、音声/データの収益比という考え方も一定の合理性がある。【酒井構成員（書面）】
- **電話の呼数比例分コストは電話直課装置のみで発生しますので、共用部分についてはQoSを考慮したトラフィック比が適当。**ただ、厳密にQoSを考慮したトラフィック比を求めることが困難な場合は、電話/データの比率を収益比、財産費等で近似する、あるいはQoSの影響を考慮しないトラフィック比で近似することにも一定の合理性があるように思う。【酒井構成員（書面）】

方針整理

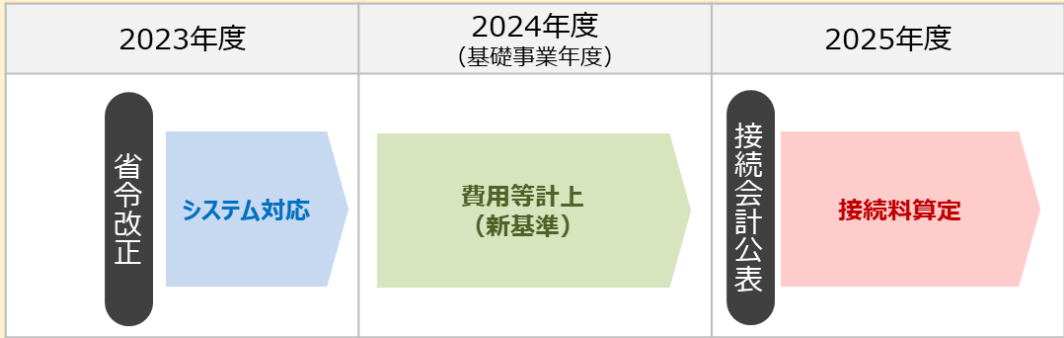
- ◆ 固定資産価額比を算出する際には、**音声通信の特性（QoSにより優先的な通信を行っていることやデータ通信に比して重大事故基準／技術基準が厳格であること等）やトラフィックの測定箇所について考慮すべきとの意見があった。**本件については、トラフィック比に基づく固定資産価額比を用いた場合に接続料水準へどのような影響が出るかとの観点から、総務省において今後各社に対して詳細な試算を求める予定であり、上記の考慮すべき項目の取扱いについても、当該試算に当たって検討することが適当である。

研究会における論点

ステップ1における音声伝送役務/データ伝送役務の費用計上の考え方に変更が行われた場合、音声伝送役務/データ伝送役務に計上される費用が変動し接続料水準への影響が想定される。この場合、それぞれの接続料の負担事業者への影響についてどのように考えるか。例えば、トラヒック比に基づいて固定資産価額比を算出した場合、ステップ1におけるデータ伝送役務の原価の配賦割合が現状よりも高くなることが想定されるが、データ伝送役務に係る接続料は一貫して逡減傾向にあることから、仮に原価が増加したとしても接続事業者及び利用者への影響は限定的と考えられるのではないか。

ヒアリング結果

- モバイル事業者間の公正性の確保の観点から、音声接続料について、MNO間の水準差が縮小する方向の見直しについては賛同。**データ接続料は逡減傾向にあるものの、データ伝送役務の原価の配賦割合が増加するため、接続事業者及び利用者への影響は限定的であると断言はできない。**【NTTドコモ】
- **音声/データ伝送役務の配賦基準を大きく見直すと、モバイルの音声接続料、データ接続料双方に大きな影響を与えることが想定。**データ伝送役務に係る接続料が逡減傾向にあることだけをもって接続事業者や利用者への影響が限定的とすることは適切ではない。また、音声・データの配賦基準の見直しによって、**既に公表している予測単価に大きな変動が生じるのであれば、MVNOの予見可能性が損なわれ、事業計画にも影響を与えることになることから、ステークホルダーから広く意見聴取等を行いながら、慎重に議論する必要がある。**【KDDI】
- 国民生活に不可欠なライフラインである音声サービスの接続料原価への配賦比率を減らすことで、①音声の重要性に伴う投資と回収するコストが実態と乖離することで適正なコスト回収が妨げられる、②**ほぼ全額コストがデータ負担となる結果、データ料金値上げやMVNOの接続料負担増となるリスクが大きく、過去の政策の方向性（MVNOのデータ接続料低廉化目標等）と明らかに矛盾する**、③各社の音声接続料単価の格差がなくなることにより、市場支配力を有しない事業者に不利益が生じ、規模の経済が働く通信業界においては公正競争を歪められる等の問題が生じる。【ソフトバンク】
- **音声/データ伝送役務で共用する設備の「減価償却費」及び「施設保全費」の配賦について、NGNと同様に固定資産価額比をトラヒック比に基づいて算出することは、MNO各社の算定方法の共通化に繋がることから望ましい。**【MVNO委員会】（再掲）
- **配賦基準の見直しに係るシステム対応や会計整理を行うための十分な準備期間を設ける必要があり、以下のようなスケジュールで進めることが考えられるのではないか。**【NTTドコモ】



ヒアリング結果

- 現時点で大きな課題がない中、また、近い将来の音声接続料へのビル&キープの導入、すなわち、音声接続料の水準多寡による市場影響の限定化を見据える中、今、政策的な観点から性急にデータ接続料原価の増加につながる見直しを行う必要があるのか、慎重な議論が必要。【KDDI】
- MVNOは既に届出されている予測接続料から事業戦略や投資計画等を策定・運営している状況であり、算定方法の見直しによるデータ接続料の急激な上昇など、MVNOの事業運営や市場競争に与える影響が大きいと想定される場合は、新たな算定方法への移行期間の設定や段階的な導入など、競争環境への影響を最小限としつつ移行することが望ましい。【MVNO委員会】
- システム対応や会計整理等には一定の期間を要することは理解できる一方、その期間の妥当性を確認することは必要であると考え。また、NTTドコモ資料では、新基準による費用計上について2024年度より実施する旨が記載されていたところ、データ接続料の水準はMVNO各社の事業計画等に大きく影響を及ぼすことから、まずは基準見直しによる影響把握を行い、新基準への移行期間や段階的導入など具体的な制度整備の在り方に向けた議論が行える環境を整えるのが良い。【第73回会合（参考資料73-2-4）・MVNO委員会】
- 非指定事業者がLRICミラー等を接続料に設定している場合、収支差が拡大する懸念があるため、公正競争上の観点から、必要な措置を講じる必要がある。【NTTドコモ】（再掲）
- 仮に移動体接続料のみ見直しを行った場合、音声接続料の大幅減が見込まれ、MNOの経営に与える影響が大きい。【KDDI】（再掲）

- 全体的に「なぜ今考え方の見直ししなければならないのか明確にしたい」といった意見があった。ビル&キープはすぐに実施するのではなく、指定事業者・非指定事業者含め義務化するかどうか等についてこれから議論を深めることになっており、現在はコストベースで接続料を決めるというルールのもと料金設定をすべき。その意味で、**長らくきちんと見直してきてこなかったこの点について、このタイミングで音声接続料の考え方を見直すのは適切な判断。**【第72回会合・佐藤構成員】
- （直課・配賦の現状について）レビューした上で、**企業の予見性・継続性に大きな影響を与えることが予想される場合は、激変緩和措置等の対策を行うことも当然議論が必要。**【第72回会合・佐藤構成員】

方針整理

- ◆ 原価抽出プロセスのステップ1について、固定資産価額比をトラヒック比に基づいて算出するなどの見直しを行う場合、音声接続料原価の一部がデータ接続料原価に振り替えられることとなる。この場合、データ接続料原価が現状よりも増加することにより、**MVNOのデータ接続料負担の増加、MVNOの予見可能性の低下、データ料金の値上げ等のリスクがあること及び音声接続料原価が現状よりも減少することによりMNOの経営に影響する可能性があることの指摘**があった。
- ◆ こうした指摘については、**見直し後の接続料の適用スケジュールを総務省において検討する際に必要に応じて考慮することが適当**である。具体的には、**まずは各社において原価抽出プロセスのステップ1を見直した際の接続料水準への影響について試算を行うこととし、その結果を踏まえ、必要があると認められる場合は、総務省において激変緩和措置等を検討することが適当**である。

【参考】接続料精算のスケジュール

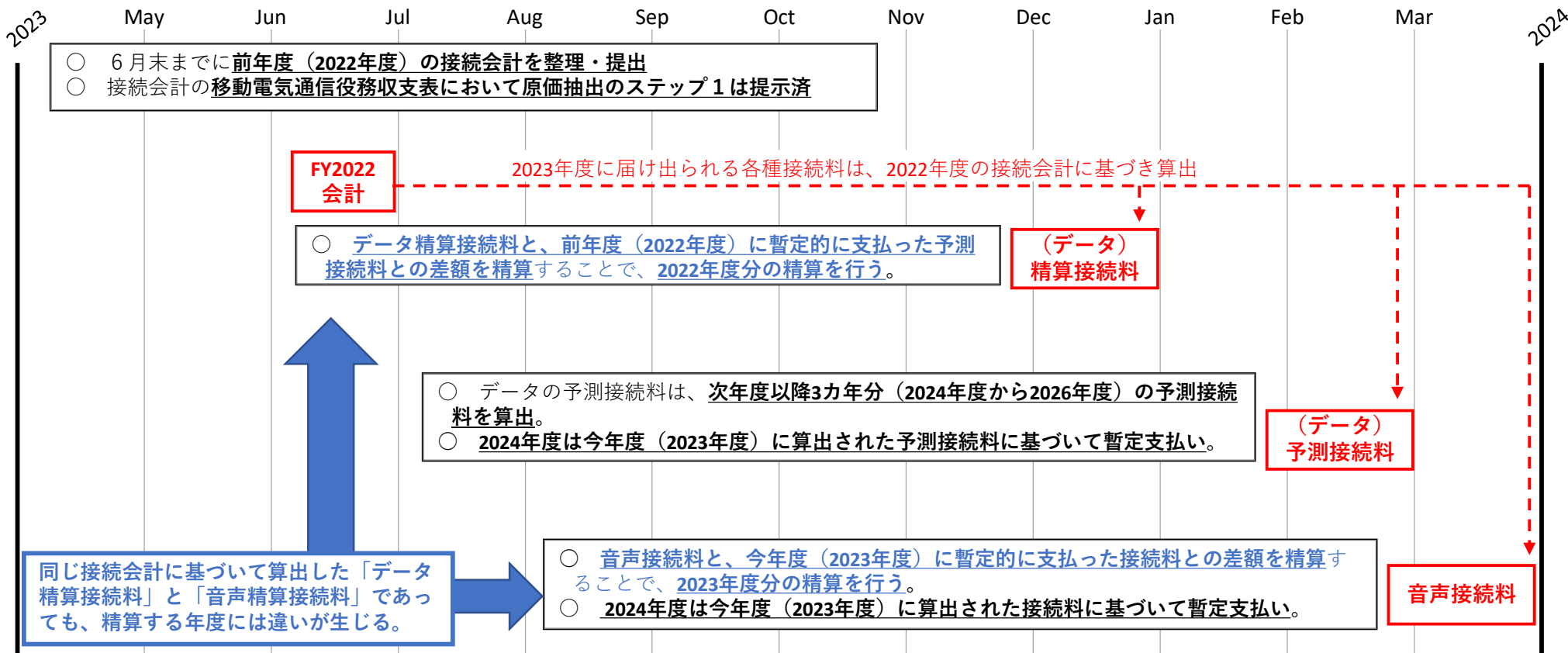
- ◆ 接続会計は事業年度終了後3ヶ月以内に総務省への提出が義務づけられており、例えば2022事業年度の接続会計は2023年6月までに提出される。
- ◆ 提出のあった接続会計に基づき、2022事業年度を基礎事業年度とする以下の接続料を算定。

(将来原価方式)

- ・ **データ予測接続料**：事業年度終了後11ヶ月以内（2024年2月まで）に届出。**2024年度から2026年度のデータ接続料の予測を提示。**

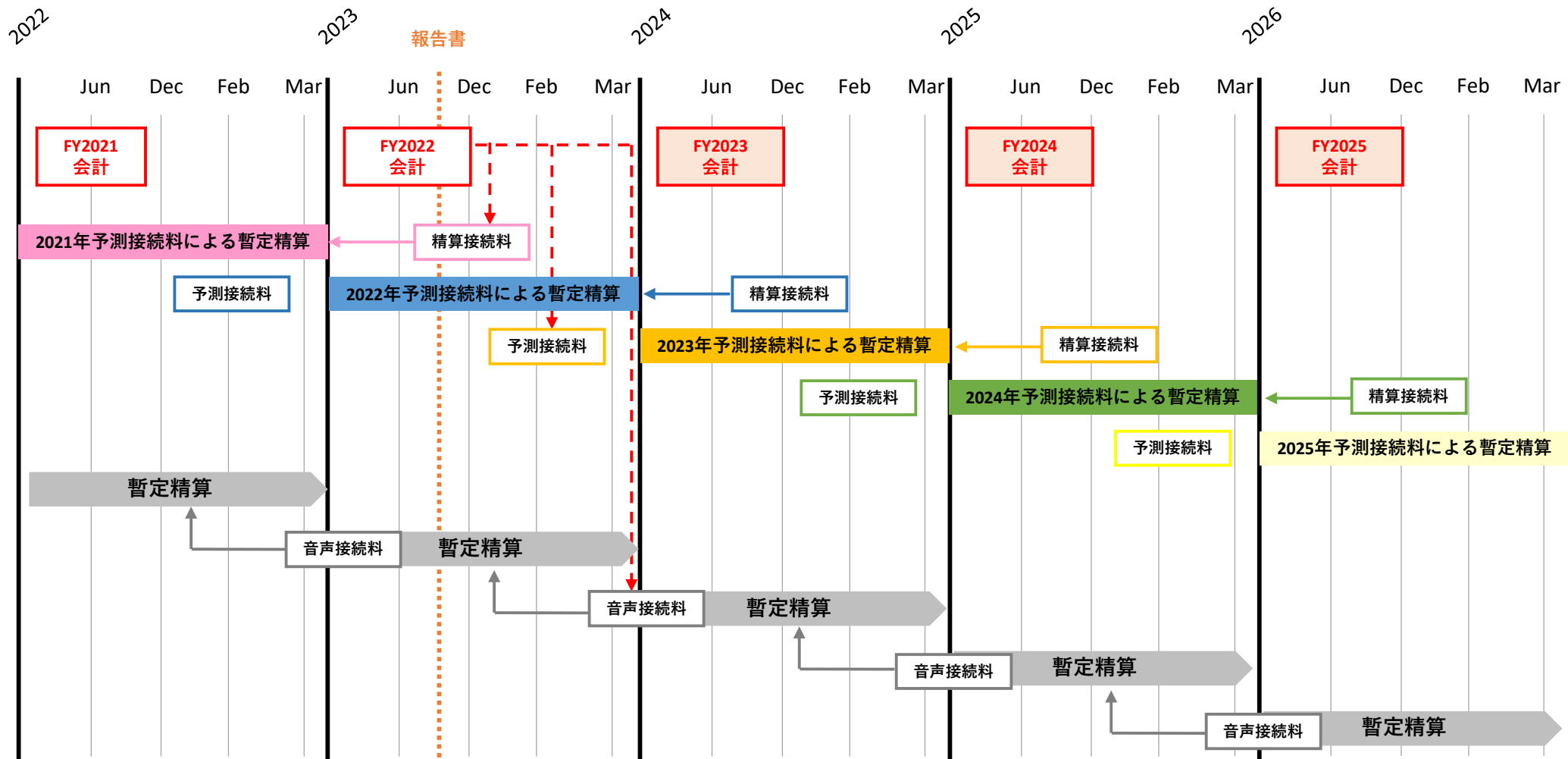
(実績原価方式)

- ・ **データ精算接続料**：事業年度終了後9ヶ月以内（2023年12月まで）に届出。**2022年のデータ接続料の精算に利用。**
- ・ **音声精算接続料**：事業年度終了後12ヶ月以内（2024年3月まで）に届出。**2023年度の精算に利用/2024年度も暫定適用。**



【参考】原価抽出プロセス変更のスケジュール検討

- ◆ 本件に関する今後の進め方については、2023年夏頃の取りまとめを想定しており、**2023事業年度の接続会計（2024年6月末公表）以降であれば原価抽出プロセスの変更を反映可能。**
- ◆ 各社による試算結果を踏まえMVNOへの影響が大きい場合には激変緩和措置を講ずることが必要との指摘があったことを踏まえ、**本年秋頃に各社へ原価抽出プロセス変更の影響評価・試算を依頼予定。**各社の試算結果を踏まえて激変緩和措置の要否及び原価抽出プロセスの移行スケジュールについて検討。



4-2. 原価抽出(ステップ2・3)

研究会における論点

- ◆ ステップ2・3については、引き続き毎年度の届出において各社の考え方及び配賦・抽出の状況を確認し、一貫性が担保されていることを確認することが適当ではないか。
- ◆ 各費用項目を直課/配賦とする理由及び配賦とした場合の配賦比率の算出方法については、備考欄を用いて可能な範囲で説明することが適当ではないか。

ヒアリング結果

- 毎年度、**接続料の届出前に、総務省へ算定方法や考え方の説明を実施**。接続料算定の適正性を確保する観点から、**算定方法や考え方に変更があった場合には、その旨とその理由を併せて説明する考え**。【NTTドコモ】
- **ステップ2・3について、これまでの議論を通じて、検証に必要な様式が規定されてきたと認識しており、これまで提示してきている様式を基に確認していくことが適当**。各費用項目における配賦基準及びその値や配賦比率の算出方法に関しては、既に様式（備考欄を含む）の中で記載。引き続きその中で確認をしていくことが適当。【KDDI】
- **算定方法は、特別な事情等がなければ継続性の観点から基本的に変わらないものと考えているため、引き続き様式にて報告するとともに、算定方法の変更等状況に変化があった場合には当該様式の備考欄へ記載する考え**。また、配賦とした場合の配賦比率の算出方法については既に備考欄へ全て記載。各費用項目を直課/配賦とする理由については、当社はシステムや管理会計等での管理において特定可能なものは直課、特定できないものを配賦としており、当該説明を備考欄に記載することの必要性は高くない。【ソフトバンク】

方針整理

- ◆ ステップ2・3における配賦・抽出については、各事業者が採用している考え方に一貫性があることを担保する観点から、毎年度の届出に際して引き続き状況を確認することが必要である。**各費用項目を配賦とした場合の配賦基準及び当該配賦基準の算出方法等については、現行様式の備考欄に一部記載されているところ、考え方の一貫性を経年で確認する観点から引き続き可能な範囲で記載を求めることが適当**である。

5. 利潤

- ◆ 利潤は以下のとおり算出。

$$\text{他人資本費用} = \text{レートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{他人資本利率}$$

+

$$\text{自己資本費用} = \text{レートベース} \times \text{自己資本比率}_{(1-\text{他人資本比率})} \times \text{自己資本利益率}$$

+

$$\text{利益対応税} = (\text{自己資本費用} + \text{レートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{利子相当率}) \times \text{利益対応税率}$$

■研究会におけるこれまでの議論

- ◆ 利潤の算定には、様々な項目が用いられているところ、将来原価方式の導入に当たっては、レートベースの大宗を占める「正味固定資産価額」のみが予測値の算定対象とされており、研究会においては、レートベースを構成する「投資その他資産」や「貯蔵品」についても予測の算定対象とすることが検討されてきた。
- ◆ 研究会第6次報告書においては、「投資その他資産」及び「貯蔵品」について両項目がレートベース全体に占める割合が現時点では比較的小さく、接続料に与える影響が軽微であることから、現時点で予測対象とする必要はないことと整理されている。

■研究会における本年度の議論の方向性

- ◆ 「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、レートベース全体に占める割合の変化を観測し、必要に応じて予測対象とする必要があるかについて検討する。
- ◆ その他、利潤の精緻化に向けて必要な事項について検証する。

- ◆ 「投資その他資産」及び「貯蔵品」がレートベースに占める割合については、昨年度から大きな変動はなく、引き続き比較的小さい割合であった。
- ◆ 一部事業者においては、複数事業者で接続料の共同算定をしているところ、各社間取引相殺後の移動電気通信役務に係る正味固定資産の総額が不透明であった。



研究会における論点

- ◆ 「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、引き続き予測の対象とする必要は認められないものの、今後もレートベース全体に占める割合の変化を観測し、一定の割合を超過した場合には予測の対象への追加を検討することが適当ではないか。
- ◆ 複数事業者で接続料の共同算定をする場合については、移動電気通信役務に係る正味固定資産の総額が明らかとなるように様式の追加を行うことが適当ではないか。
- ◆ 原価の精緻化に向け、「固定資産価額比」についてトラヒック比等に基づいて算出すべきであるとすれば、レートベースの大宗を構成する「正味固定資産」についても同様の考え方に基づいて音声・データ間で配賦することが適当ではないか。

ヒアリング結果

1) 「投資その他資産」及び「貯蔵品」の予測対象への追加について

- 「投資その他資産」のレートベースに占める割合は 、「貯蔵品」のレートベースに占める割合は であり、レートベースに占める割合は僅少であることから、**予測接続料に与える影響は軽微**。【NTTドコモ】
- レートベースに占める投資その他資産及び貯蔵品の割合は小さく**影響は軽微であるため特に予測は不要**。【KDDI】
- 「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が小さく**予測接続料へ与える影響は軽微であることから、現行通りの考え方で問題ない**。【ソフトバンク】

2) 共同算定の際の様式追加について

- 利潤の様式において、**共同算定事業者のレートベースにおける正味固定資産価額の総額を記載していることから、現状でも確認することが可能**。【KDDI】
- 各社間の取引による相殺は様式の「貸借対照表の合算」にて記載しており、 。また、様式の「役務別指定設備帰属明細表（レートベースの正味固定資産の算定）」も上記と同様の粒度で整理されていることから、 。【ソフトバンク】

3) 正味固定資産の考え方について

- **原価だけでなく正味固定資産価額についても同様に現行の考え方を維持すべき**であり、また、音声サービスの重要性や適切なコスト回収の観点からも、一律トラヒック比に基づいて算出することは不適切。【ソフトバンク】

方針整理

- ◆ 「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が引き続き僅少であり、**予測接続料への影響は軽微であることから予測の対象に追加せず、今後の動向を踏まえて、予測接続料に与える影響が相当程度大きいと判断される状況になった場合は、予測値の算定対象に追加する検討を行っていくことが適当**である。
- ◆ 複数事業者で接続料の共同算定を行う場合に、移動電気通信役務に係る正味固定資産の総額が不明確であった点について、**事業者からは提出済の資料から各社間取引による相殺の考え方が類推可能であるとの意見が示されていることを踏まえれば、届出様式の追加は不要であるが、こうした考え方は接続料届出の際に明示されることが適当**である。
- ◆ **正味固定資産については固定資産価額比の算出方法と同様の考え方に基づいて算出されることが適当**である。

6. 需要

■研究会におけるこれまでの議論

- ◆ 研究会第6次報告書では、以下の点について議論。
 - 事業者間で設備の冗長構成及び需要の算定方法は異なることが確認されたものの、各社ごとの設備運用方針の下で確保した一定の冗長分を除いた、平時に利用可能な設備容量を需要とする考え方については事業者間で共通。各社ごとの設備運用方針次第で需要が変動し得ることから、毎年度の接続料の届出において各社の設備運用方針を総務省に報告させ、総務省においてその一貫性を含め各社による恣意的な運用がなされていないかについて確認することが適当。
 - 設備の冗長構成及び需要の算定方法が各社の設備運用方針によって異なること自体直ちに問題があるとは認められないが、適正な原価との関係において、設備容量が明らかに過大となっていないかについて、総務省において確認することが適当。
 - 設備の冗長構成及び需要の算定方法が各社ごとに異なることから、冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒック（1年のうち最もトラヒックが多い日の値）の比率を、複数年度（例えば3年度分）にわたって確認しながら、状況を注視することが適当。
- ◆ 研究会において、音声接続料を算定する上での需要の考え方が各社で異なるのではないかとの問題提起があった。

■研究会における本年度の議論の方向性

- ◆ 第6次報告書での議論を踏まえ、今次検証においては以下の点を確認し、必要に応じて適正化に向けた措置を検討する。
 - ・ 各社の設備運用方針を確認し、各社において一貫性のある運用が行われているか、恣意的な運用がなされていないかとの観点から適正性を確認。
 - ・ 各社における「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関係」を一覧化し、特定の社が他社に比べて著しく設備容量を過大に設定していないかとの観点から適正性を確認。
- ◆ 音声接続料を算定する上での需要の考え方について、各社に対して確認する。

- ◆ 接続料の届出に際して本年度から各社の設備運用方針の提出があり、各社の設備運用に関する考え方が昨年から大きく変動しておらず、一貫性が確保されていることが確認された。
- ◆ 一方で、今次提出のあった設備運用方針においては、従来接続料の届出様式に記載のあった内容と重複する箇所が多く、各社において恣意的な運用がなされていないことの確認に資する追加的な情報は得られなかった。また、研究会において構成員から意見のあった「設備の性能限界値及び設定上の制限値の過去数年間の値」及び「冗長部分のMVNOによる利用可能性に関する考え方」については、各社から明示的に示されなかった。
- ◆ 「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙トラヒックの関係」については、各社とも過去3年間に渡って提出があり、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社は存在しなかった。
- ◆ 音声接続料の需要の算定方法については、各社の考え方は完全に一致していないものの、接続料水準に大きな影響を与えるような違いは認められなかった。



研究会における論点

- ◆ 各社の設備運用方針については引き続き一貫性が確保されているかとの観点から状況を確認することが適当ではないか。また、今次提出のあった設備運用方針に追加的に記載すべき内容について引き続き議論が必要ではないか。
- ◆ 「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙トラヒックの関係」については、現時点で問題は存在しないと考えられるものの、今後も引き続き確認し、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社が現れた場合については、設備容量の設定方法について確認する等の措置が必要ではないか。
- ◆ 音声接続料の需要の算定方法については、各社で大きな違いがなく現時点では特段の問題は生じないと考えられるところ、今後算定の考え方に変更が生じた場合には、総務省への報告を求めることが適当ではないか。

ヒアリング結果

- 需要の適正性の確保に係る各種データを総務省へ提示・説明。**今後算定の考え方に変更が生じた場合には、その旨とその理由を併せて説明する**考え。【NTTドコモ】
- これまでの議論を通じて、整備されてきた内容にて確認していくことが適当。**考え方に変更があった場合は、総務省に報告することが適当**。【KDDI】
- 最繁忙時トラヒックの数値などは様式にて報告しており、冗長分も含めた設備容量・仕様上の性能限界値の具体的な値は追加提出資料にて報告済。また、設備の運用方針についても追加提出資料で説明しており、MVNOが冗長を確保する場合の取り扱いの様式に記載。何を以て「内容が十分に充実したものではない」とされているかが不明確であること、また、提示データは機微な内容を含むことから、**報告対象とする内容については慎重にご議論いただきたい**。【ソフトバンク】
- **設備容量については、各社のネットワークの伝送容量も含めた設備投資の結果、ネットワークの品質や安定性といったサービス競争がされているため、このような競争市場での各社の投資を比較して、過大や過少といった評価ができるものではない**。また、MVNOは利用するMNOのネットワークを選択する際、MNOのネットワークコストとサービス品質を踏まえ選択することも可能であることから、伝送容量の設定については競争市場に委ねるべき。【ソフトバンク】
- 算定方法は、特別な事情等がなければ継続性の観点から基本的に変わらないが、算定の考え方に変更が生じた場合は、届出時に説明。【ソフトバンク】
- 設備の余剰については、①ネットワークの統計多重効果やモビリティといった移動通信ネットワークの特性に起因したもの、②輻輳対策や物理的・経済的な最低設置単位に起因したもの、③将来の需要増に対応するための在庫、に分類可能であり、①、②についてはMVNOが負担する合理性が認められる一方、③については、明らかに能率的でない設備投資などが含まれる可能性が考えられ、そういった設備に対してはMVNOが負担する合理的理由はない。また、**MNOにおいて、能率的な経営が行われているか、即ち、MNOにおけるネットワークのデータ伝送容量（キャパシティ）が需要に対し過大なものとなっていないかという点が重要であり、今後も継続的に検証することを要望**。【MVNO委員会】
- **冗長構成について平仄を合わせた考え方を採用することが、イコールフットリングの確保には極めて重要であり、MNOとMVNO間での冗長構成についての考え方や、接続料等のMVNOによる費用負担の適正性・公平性等について、今後、特に重点的に検証することを要望**。【MVNO委員会】

方針整理

- ◆ **各社の設備運用方針については、引き続き一貫性が確保されているかとの観点から総務省において確認を行うことが適当**である。また、設備運用方針に追記すべき事項については引き続き議論を継続することが適当であると考えられるが、**少なくとも本研究会第六次報告書において指摘された「MVNOによる冗長設備の利用可能性」については、MNOにおいては令和5年度以降に提出される設備運用方針に追記することが適当**である。
- ◆ **「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙時トラヒックの関係」については、今後も引き続き確認を行い、他社に比べて著しく設備容量が過大であるとみなされる社が現れた場合には、総務省においては設備容量の設定方法について確認するなどの措置を講じることが適当**である。
- ◆ **音声接続料の需要の算定方法について算定の考え方に変更が生じた場合には、総務省への報告を求めることが適当**である。

參考資料

予測値の算定方法関係

- ◆ 「設備管理運営費」(原価)の算定方法は以下のとおりであり、昨年度から考え方に変化はない。

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

算定式

パラメータ
設定方法

- ◆ 各社が「設備管理運営費」を算定する際の各パラメータ設定の考え方については、研究会第6次報告書の整理に従って、今年度の接続料届出に併せて新たに届出があった。
- ◆ 各社が示した各費用項目におけるパラメータ設定の考え方は以下のとおり。

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

営業費

施設保全費

共通費

管理費

試験研究費

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

減価償却費

固定資産税
除却費

通信設備
使用料

租税公課

◆ 「パラメータ設定の考え方」に基づき、2023年度から2025年度にかけて設定された各社のパラメータの具体的な値は以下のとおり。

(回線容量単位)

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

営業費	2023年度
	2024年度
	2025年度

施設保全費	2023年度
	2024年度
	2025年度

共通費	2023年度
	2024年度
	2025年度

管理費	2023年度
	2024年度
	2025年度

試験研究費	2023年度
	2024年度
	2025年度

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
営業費			
施設保全費			
共通費			
管理費			
試験研究費			

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

減価償却費	2023年度
	2024年度
	2025年度

固定資産税 除却費	2023年度
	2024年度
	2025年度

通信設備 使用料	2023年度
	2024年度
	2025年度

租税公課	2023年度
	2024年度
	2025年度

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
減価償却費			
固定資産税 除却費			
通信設備 使用料			
租税公課			

- ◆ 「正味固定資産価額」の算定方法は以下のとおりであり、昨年度から考え方に変化はない。
- ◆ 各社が「正味固定資産価額」を算定する際の各パラメータ設定の考え方については、研究会第6次報告書の整理に従って、今年度の接続料届出に併せて新たに届出があった。
- ◆ 各社が示した各費用項目におけるパラメータ設定の考え方は以下のとおり。

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
算定式			
パラメータ 設定方法			
パラメータ 設定の 考え方			

◆ 「パラメータ設定の考え方」に基づき、2023年度から2025年度にかけて設定された各社のパラメータの具体的な値は以下のとおり。

		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
有形固定資産	機械設備	2023年度		
		2024年度		
		2025年度		
	空中線設備	2023年度		
		2024年度		
		2025年度		
	建物	2023年度		
		2024年度		
		2025年度		
無形固定資産	ソフトウェア	2023年度		
		2024年度		
		2025年度		

- ◆ 「需要」の算定方法は以下のとおりであり、昨年度から考え方に変化はない。
- ◆ 各社が「需要」を算定する際の各パラメータ設定の考え方については、研究会第6次報告書の整理に従って、今年度の接続料届出に併せて新たに届出があった。
- ◆ 各社が示した各費用項目におけるパラメータ設定の考え方は以下のとおり。

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
算定式			
パラメータ 設定方法			
主要 パラメータ			

予測値と実績値との比較(2021年度/NTTドコモ)

◆ 各社の「原価」、「利潤」、「需要」及び「接続料単価」の2021年度の予測値と同年度の実績値の乖離及び乖離の理由は以下のとおり。

(回線容量単位)	予測値	実績値 (予測値との乖離)	乖離の理由
原価 (百万円)			
利潤 (百万円)			
需要 (Mbps)			
接続料単価 (円/Mbps)			

(回線数単位)	予測値	実績値 (予測値との乖離)	乖離の理由
原価 (百万円)			
利潤 (百万円)			
需要 (万回線)			
接続料単価 (円/回線)			

(回線容量単位)

予測値

実績値
(予測値との乖離)

乖離の理由

原価
(百万円)

利潤
(百万円)

需要
(Mbps)

接続料単価
(円/Mbps)

(回線数単位)

予測値

実績値
(予測値との乖離)

乖離の理由

原価
(百万円)

利潤
(百万円)

需要
(百万回線)

接続料単価
(円/回線)

予測値と実績値との比較(2021年度/ソフトバンク①)

(回線容量単位)

予測値

実績値
(予測値との乖離)

乖離の理由

原価
(百万円)

利潤
(百万円)

需要
(Mbps)

接続料単価
(円/Mbps)

--	--	--

予測値と実績値との比較(2021年度/ソフトバンク②)

(回線数単位)

予測値

実績値
(予測値との乖離)

乖離の理由

原価
(百万円)

利潤
(百万円)

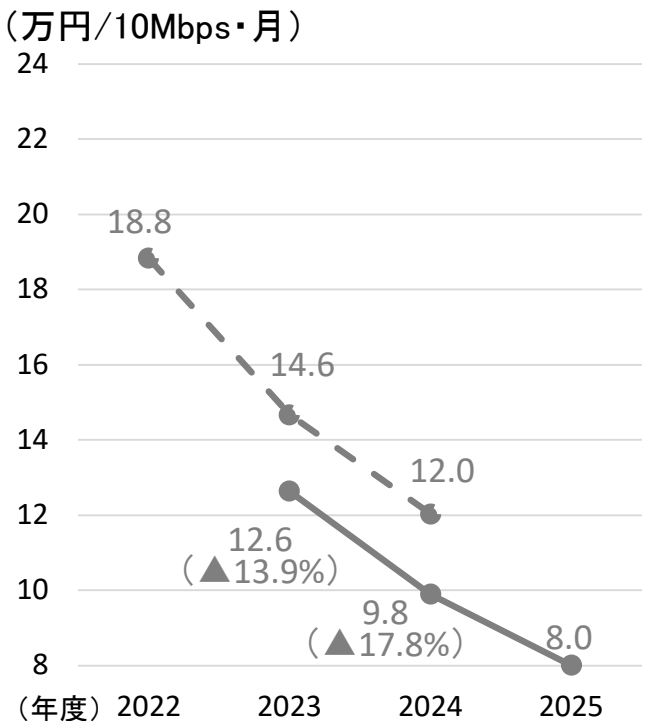
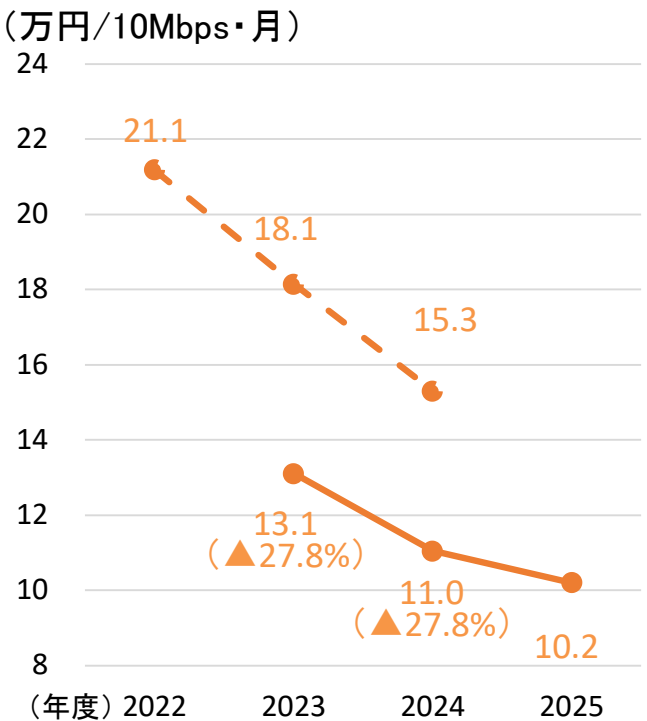
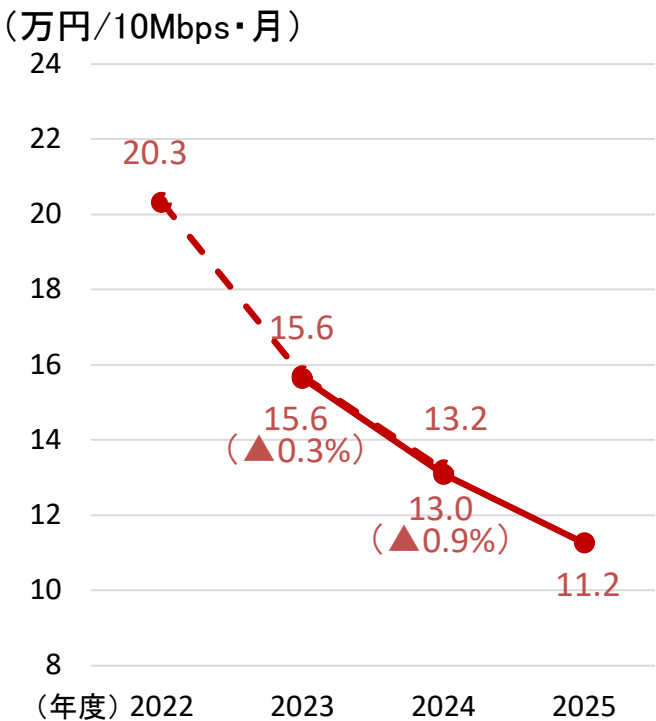
需要
(百万回戦)

接続料単価
(円/Mbps)

--	--	--

予測値(2021年度)と予測値(2022年度)の比較

- ◆ 2022年2月末に届出のあった予測接続料（2022年度～2024年度）と2023年2月末に届出のあった予測接続料（2023年度～2025年度）を比較。
- ◆ 各社とも昨年度の届出よりも予測接続料が低廉化。



- NTTドコモ (2022年2月届出)
- NTTドコモ (2023年2月届出)
- KDDI (2022年2月届出)
- KDDI (2023年2月届出)
- ソフトバンク (2022年2月届出)
- ソフトバンク (2023年2月届出)

※ グラフは、各年度における当初支払額(精算前)の料額を記載。括弧内は対前年度予測の増減率。
 ※ 接続料は、将来原価方式に基づく予測値。また4Gと5Gを一體的に算定したもの。

◆ 前頁に示した各社の2021年度予測値と2022年度予測値の乖離の理由は以下のとおり。

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

原価

利潤

需要

接続料

- ◆ 研究会第6次報告書においては、MVNOにおける予見可能性を高める観点から、
 - ・「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」について積極的に情報開示を行うことが適当であること
 - ・平時であっても予測算定時に比べて状況変化が生じた場合には、必要に応じてMVNOに対する速やかな情報提供することが望ましいことが明記されたところ、第6次報告書以降のMVNOによるMVNOへの情報提供の現状は以下のとおり。

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

原価抽出関係



NTTドコモ KDDI ソフトバンク NTTドコモ KDDI ソフトバンク

回線容量単位データ接続料

音声接続料

- 減価償却費
- 施設保全費
- 通信設備使用料
- 租税公課
- 固定資産除却費
- 管理費
- 試験研究費
- 共通費
- 営業費

費用項目	内容
営業費	電気通信役務の提供に関する申込みの受理、電気通信役務の料金の収納及び電気通信役務の販売活動並びにこれらに関連する業務に直接必要な費用
施設保全費	電気通信設備の保全のために直接必要な費用
共通費	営業所等における共通的作業（庶務、経理等）に必要な費用
管理費	本社等管理部門において必要な費用
試験研究費	研究部門において必要な費用
減価償却費	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費
固定資産除却費	固定資産の除却損及び撤去費用（毎事業年度経常的に発生するもの）
通信設備使用料	他の事業者に対してその設備を使用する対価として支払う費用
租税公課	固定資産税、事業所税等の租税（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）を除く。）及び道路占用料等の公課

※ 2022年度の値は前年度予測時(2022年2月末届出時)の値

※ 2022年度の値は前年度予測時(2022年2月末届出時)の値

※ 2022年度の値は前年度予測時(2022年2月末届出時)の値

原価抽出ステップ1 関係

費用項目	配賦基準
営業費	
窓口	契約申込等件数比
料金	料金請求件数比
販売	販売件数比
その他	加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下同じ。）又は回線数比
運用費	加入数比又は取扱量比
施設保全費	関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
共通費	関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比
管理費	関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比
試験研究費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研究費償却	同上
減価償却費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下同じ。）比
固定資産除却費	関連する固定資産価額比
通信設備使用料	回線数比又は取扱量比
租税公課	
固定資産税等	関連する固定資産価額比
事業所税	管理部門等の人件費比

[ステップ1] 設備費の配賦比率: 減価償却費

◆ ステップ1について見直すに当たり、各社が現時点で採用している「減価償却費」及び「施設保全費」の配賦比率及びその考え方について整理。

(百万円)

		NTTドコモ			KDDI			ソフトバンク		
配賦基準		固定資産の配賦基準により細分別に算定			固定資産帳簿価額比			固定資産帳簿価額比		
減価償却費全体※1		額 [構成比※2]	音声 (配賦比率)	データ (配賦比率)	額 [構成比※2]	音声 (配賦比率)	データ (配賦比率)	額 [構成比※2]	音声 (配賦比率)	データ (配賦比率)
有形固定資産	機械設備									
	空中線設備									
	端末設備									
	市内線路設備									
	市外線路設備									
	土木設備									
	海底線設備									
	建物									
	構築物									
	機械及び装置									

※1：移動電気通信役務以外に係るものを除く、※2：減価償却費全体に占める各設備の減価償却費の割合

[ステップ1] 設備費の配賦比率:減価償却費

赤枠内委員限り

81

(百万円)

NTTドコモ			KDDI			ソフトバンク		
額 [構成比]	音声 (配賦比率)	データ (配賦比率)	額 [構成比]	音声 (配賦比率)	データ (配賦比率)	額 [構成比]	音声 (配賦比率)	データ (配賦比率)

有形固定資産	車両及び船舶							
	工具、器具等							
	土地							
	リース資産							
	建設仮勘定							
無形固定資産								
長期前払費用								

[ステップ1] 設備費の配賦比率:施設保全費

赤枠内委員限り

82

(百万円)

		NTTドコモ			KDDI			ソフトバンク		
配賦基準	NW保守運営機能 NW保守	ネットワーク 資産額比			固定資産取得価額比			固定資産取得価額比		
	NW保守運営機能 サービス品質管理									
	NW保守運営機能 災害対策									
	NW保守運営機能 オペレーション・113									
	NW構築機能 NW企画									
	NW構築機能 電波									
	NW構築機能 NW建設 基盤確保									
	NW構築機能 NW建設 建設									
	NW構築機能 NW機能 (償却費等)									
	施設保全機能・共通費用									
	端末保守機能 端末技術	事業別故障 受付件数比								
端末保守機能 端末アフター										
施設保全費全体	額	音声 (配賦比率)	データ (配賦比率)	額	音声 (配賦比率)	データ (配賦比率)	額	音声 (配賦比率)	データ (配賦比率)	

NTTドコモ

固定資産価額 (帳簿価額)

固定資産価額 (取得原価)

機械設備

空中線設備

通信衛星設備

端末設備

市内線路設備

市外線路設備

土木設備

海底線設備

建物

構築物

機械及び装置

車両及び船舶

工具、器具等

休止設備

土地

リース資産

建設仮勘定

無形固定資産

KDDI

固定資産価額（帳簿価額）	固定資産価額（取得原価）
--------------	--------------

- 機械設備
- 空中線設備
- 通信衛星設備
- 端末設備
- 市内線路設備
- 市外線路設備
- 土木設備
- 海底線設備
- 建物
- 構築物
- 機械及び装置
- 車両及び船舶
- 工具、器具等
- 休止設備
- 土地
- リース資産
- 建設仮勘定
- 無形固定資産

--	--

ソフトバンク

固定資産価額（帳簿価額）

固定資産価額（取得原価）準

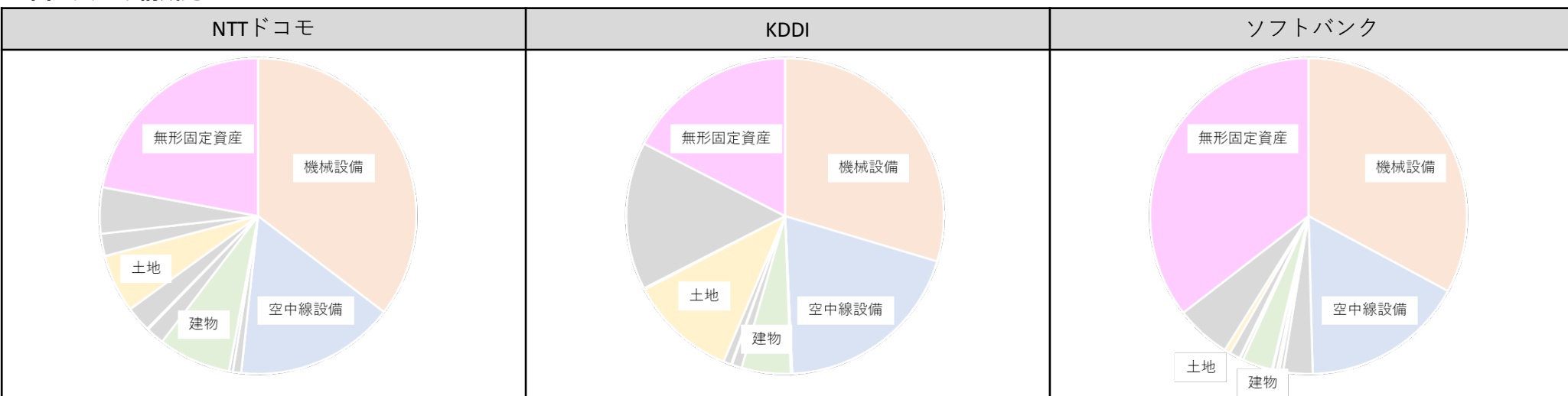
機械設備		
空中線設備		
通信衛星設備		
端末設備		
市内線路設備		
市外線路設備		
土木設備		
海底線設備		
建物		
構築物		
機械及び装置		
車両及び船舶		
工具、器具等		
休止設備		
土地		
リース資産		
建設仮勘定		
無形固定資産		

■ 固定資産価額比の概要

(百万円)

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
固定資産価額比 12.8% : 87.2%	固定資産価額比 23.8% : 76.2%	固定資産価額比 26.0% : 74.0%

■ 固定資産の構成比



■ 音声/データ間の資産配分

(百万円)

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
音声/データ比率=6.9%:93.1%	音声/データ比率=19.0%:81.0%	音声/データ比率=25.2%:74.8%

■ 主な音声直課資産

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク

■ 主な配賦対象資産の配賦基準の算出方法

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

■音声/データ間の資産配分

(百万円)

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
音声/データ比率=3.0%:97.0%	音声/データ比率=25.6%:74.4%	音声/データ比率=30.0%:70.0%

■主な音声直課資産

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク

■ 主な配賦対象資産の配賦基準の算出方法

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

■ 音声/データ間の資産配分

(百万円)

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
音声/データ比率=6.9%:93.1%	音声/データ比率=26.8%:73.2%	音声/データ比率=30.9%:69.1%

■ 主な音声直課資産

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク

■ 主な配賦対象資産の配賦基準の算出方法

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

■音声/データ間の資産配分

(百万円)

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
音声/データ比率=6.0%:94.0%	音声/データ比率=27.5%:72.5%	音声/データ比率=25.7%:74.3%

■主な音声直課資産

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク

■ 主な配賦対象資産の配賦基準の算出方法

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

■ 音声/データ間の資産配分

(百万円)

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
音声/データ比率=22.0%:78.0%	音声/データ比率=24.2%:75.8%	音声/データ比率=24.1%:75.9%

■ 主な音声直課資産

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク

■ 主な配賦対象資産の配賦基準の算出方法

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

■音声/データ間の資産配分

(百万円)

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
音声/データ比率=32.5%:67.5%	音声/データ比率=26.4%:73.6%	音声/データ比率=27.4%:72.6%

■主な音声直課資産

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク

■ 主な配賦対象資産の配賦基準の算出方法

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

■ 音声/データ原価算出の概要

(百万円)

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
減価償却費			
	音声/データ比率=21.5%:78.5%	音声/データ比率=21.9%:78.1%	音声/データ比率=27.1%:72.9%
施設保全費			
	音声/データ比率=13.0%:87.0%	音声/データ比率=23.6%:76.4%	音声/データ比率=22.3%:77.7%

■ 主な音声直課費用

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク

赤枠内委員限り

- ◆ その他ステップ1を適正化する上で確認すべき事項として、(a) 音声サービスの品質確保のため優先的な通信を行っている点について考慮が必要であるとの意見や、(b) トラフィック比に基づいて固定資産価額比を算出する場合、各社の測定方法を統一させることが必要との意見があった。
- ◆ (a) については優先通信を行っていることをトラフィック比の算定上どのように考慮するべきかについて、各社へ考えを聴取し、(b) については各社の測定箇所について聴取した。

(a) QoSの反映方法

NTTドコモ

- NGNコストドライバの見直しに関するワーキンググループにおける検討の結果の中で示された手順に基づいて、算定された係数を用いて共用設備費用を品質クラス別に配賦する際に重み付けすることが適当ではないかと考えます。

KDDI

- QoSを考慮することについては既にNGNのコスト配賦において議論されたこともあり、移動体事業者のコスト配賦においても、その考え方を整理したうえで反映することは一定の合理性はあると考えます。
- なお、現時点において計算方法や根拠について、弊社では具体的な考えは持ち合わせておりません。

ソフトバンク

(b)トラフィックの測定に関する考え方

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

原価抽出ステップ2・3関係

NTTドコモ

ステップ
2

ステップ
3

KDDI

KDDI

OCT

UQ

ステップ2

ステップ3

ソフトバンク

ソフトバンク

W C P

ステップ
2

ステップ
3

NTTドコモ

ステップ
2

ステップ
3

KDDI

KDDI

OCT

UQ

ステップ
2

ステップ
3

ソフトバンク

ソフトバンク

W C P

ステップ2

ステップ3

NTTドコモ

ステップ
2

ステップ
3

KDDI

KDDI

ステップ2

ステップ3

NTTドコモ

ステップ
2

ステップ
3

KDDI

KDDI

OCT

UQ

ステップ2

ステップ3

ソフトバンク

ソフトバンク

W C P

ステップ2

ステップ3

NTTドコモ

ステップ
2

ステップ
3

KDDI

KDDI

ステップ
2

ステップ
3

ソフトバンク

ソフトバンク

W C P

ステップ
2

ステップ
3

NTTドコモ

ステップ
2

ステップ
3

KDDI

KDDI

OCT

UQ

ステップ2

ステップ3

ソフトバンク

ソフトバンク

W C P

ステップ
2

ステップ
3

NTTドコモ

ステップ
2

ステップ
3

KDDI

KDDI

OCT

UQ

ステップ2

ステップ3

ソフトバンク

ソフトバンク

W C P

ステップ
2

ステップ
3

NTTドコモ

ステップ
2

ステップ
3

KDDI			
	KDDI	OCT	UQ
ステップ2			
ステップ3			

ソフトバンク

ソフトバンク

W C P

ステップ
2

ステップ
3

NTTドコモ

ステップ
2

ステップ
3

KDDI

KDDI

OCT

UQ

ステップ
2

ステップ
3

ソフトバンク

ソフトバンク

W C P

ステップ
2

ステップ
3

- ◆ MVNOガイドラインでは、ステップ2・3で控除すべき費用を以下のとおり定めている。
 - ・ステップ2で控除する費用：サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用、二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係る費用等
 - ・ステップ3で控除する費用：自社のネットワークの構築に係るものを除いた通信設備使用料、他の事業者が個別に負担している設備費（POI回線に係る費用等）、付加機能（留守番電話等）の用に供する設備費等
- ◆ 上記のそれぞれの費用の控除状況については以下のとおり。

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

サービス制御装置に係る費用	ステップ2
位置登録信号に係る費用	ステップ2

		NTTドコモ		KDDI		ソフトバンク	

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

顧客・料金システムに係る費用	ステップ2
	ステップ3
二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係る費用	ステップ2
自社のネットワークの構築に係るものを除いた通信設備使用料	ステップ2
	ステップ3
他の事業者が個別に負担している設備費（POI回線に係る費用等）	ステップ2
	ステップ3

--	--	--

		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
付加機能（留守番電話機能等）の用に供する設備費	ステップ3			
	ステップ2			
PGWに係る費用	ステップ3			

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

いずれにも該当しないが控除している費用

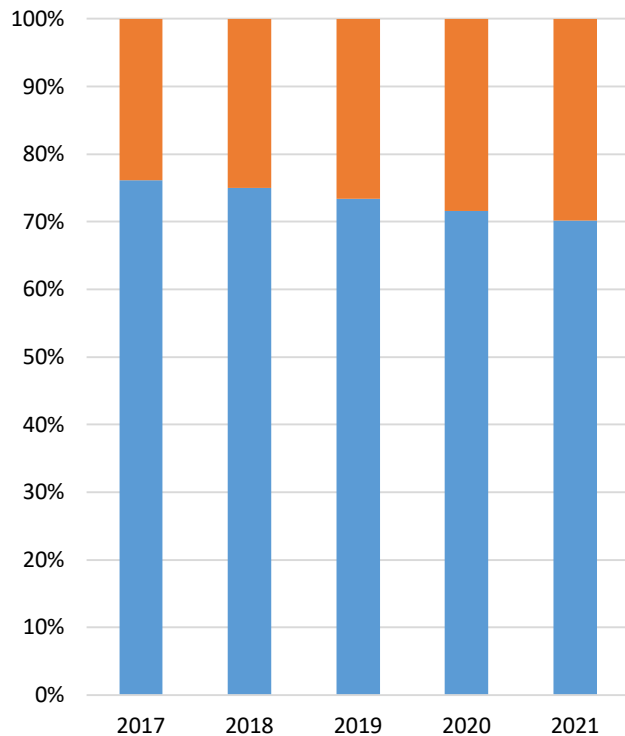
ステップ2

ステップ3

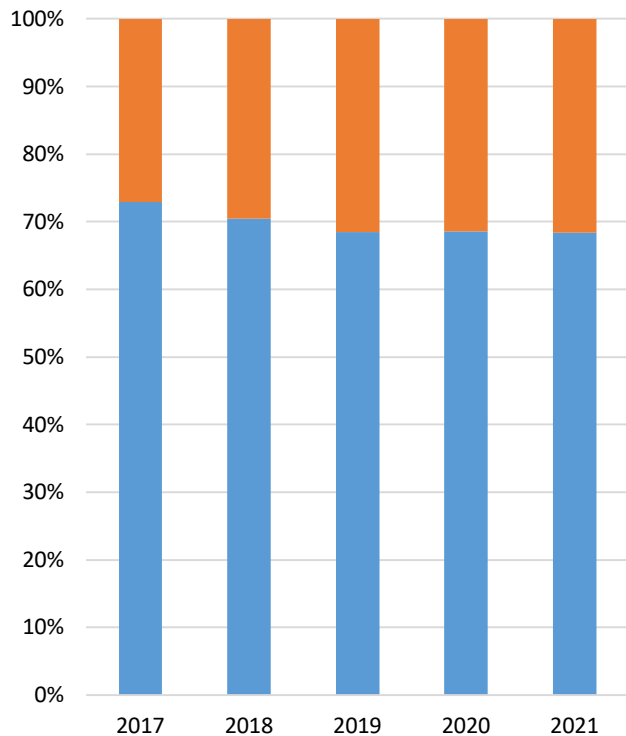
利潤關係

- ◆ 自己資本比率と他人資本比率の推移を見ると、
 - ・ NTTドコモは、自己資本比率が大きく、その比率はほとんど変わっていない。
 - ・ KDDIは、NTTドコモと同様、自己資本比率が大きく、その比率はほとんど変わっていない。
 - ・ ソフトバンクは、2018年度頃まで自己資本比率が徐々に減少し、他人資本比率が大きくなっている。

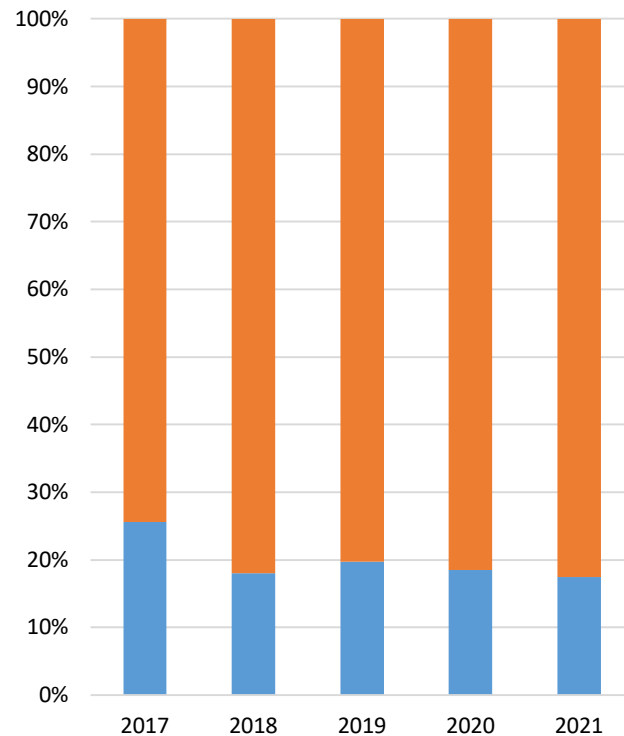
NTTドコモ



KDDI



ソフトバンク



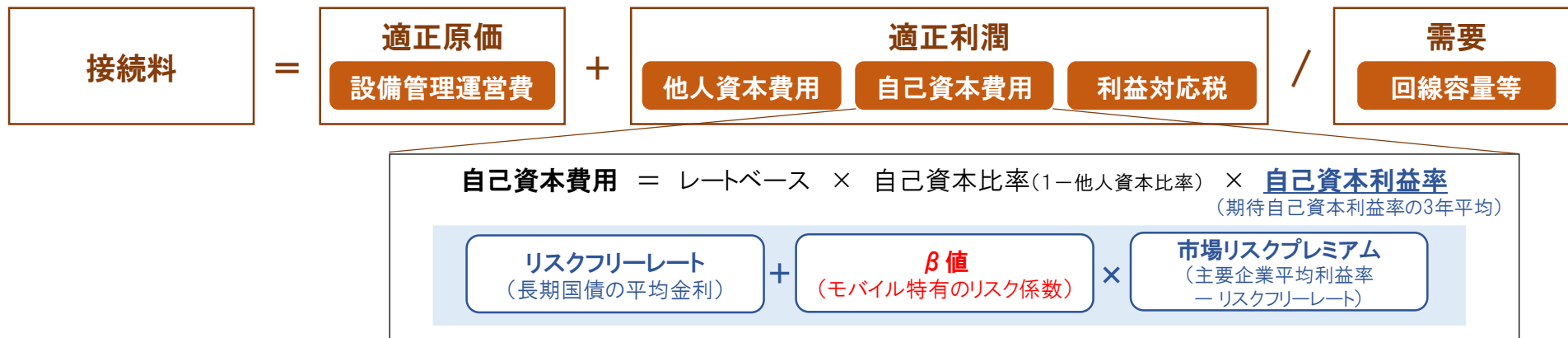
■ 他人資本比率 ■ 自己資本比率

自己資本利益率

他人資本利子率

◆ βの算定方法について、NTTドコモの株価βを基準とした方法を採用してきたが、NTTドコモの上場廃止に伴い、当研究会において検討が行われ、第五次報告書において「移動電気通信事業に係るリスク」の適切な算定方法について、各社の株価を基準に加重平均することが適当とされ、2021年12月に算定方法等を定める告示の改正が行われた。

【接続料算定におけるβ】



(※)二種接続料規則第9条

4 前項のβは、移動電気通信事業(その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業をいう。)に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案したものとして総務大臣が別に定める値又は一のいずれか低い方の値とする。

【当研究会における検討】

案1	移動通信事業の比率が最も高い事業者の株価β（株価から直接算定したβをいう。以下同じ。）を元にアンレバー・リレバーしたβを用いる。
案2	各事業者の資本調達コストを基本とし、上場企業の場合は自社の株価β、非上場の場合は親会社の株価βを元にアンレバー・リレバーしたβを用いる。
案3	複数の移動通信事業者のアンレバードβを加重平均したものをリレバーする。

移動電気通信に係るリスクは各社において大きく異なることはなく、案3を採用すると当該リスクを平準化することが可能となり、安定的なβの運用やMVNOの予見可能性等に資することから、案3を採用。

加重平均の重み付けについては、時価総額に移動電気通信事業費率を乗じた額で重み付け。

株価βの意味：株式市場全体の動きに対し、株価がどの程度敏感に反応して変動するかを示す
 数値（βが0.5ならば、TOPIXが1%上昇したときに、株価が0.5%上昇する）

$$\beta = \left(1 + (1 - T) \frac{D}{E} \right) \bar{\beta}$$

事業者の財務リスク係数

$$\bar{\beta} = \frac{1}{\sum_{O \in OS} MC_O MR_O} \sum_{O \in OS} MC_O MR_O \frac{\beta_O}{1 + (1 - T_O) \frac{D_O}{E_O}}$$

事業者の株価βの加重平均

$$\beta_O = \frac{\sum_{d \in ds} (\Delta x_{O_d} - \overline{\Delta x_O}) (\Delta m_d - \overline{\Delta m})}{\sum_{d \in ds} (\Delta m_d - \overline{\Delta m})^2}$$

$$\Delta x_{O_d} = \frac{x_{O_d} - x_{O_d \text{の前取引日}}}{x_{O_d \text{の前取引日}} \quad : \text{株価の変化率}$$

$$\overline{\Delta x_O} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta x_{O_d}}{ds \text{の要素数}} \quad : \text{株価の変化率の平均}$$

$$\Delta m_d = \frac{m_d - m_{d \text{の前取引日}}}{m_{d \text{の前取引日}} \quad : \text{TOPIXの変化率}$$

$$\overline{\Delta m} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta m_d}{ds \text{の要素数}} \quad : \text{TOPIXの変化率の平均}$$

D：算定事業者の純有利子負債

E：算定事業者の純資産

T：算定事業者の法定実効税率

Os：株式会社NTTドコモ（DCM）、KDDI株式会社（KDDI）又はソフトバンク株式会社（SB）

MC_O：事業者Oの時価総額

MR_O：事業者Oの連結売上高に対する移動電気通信役務の営業収益の割合

ds：過去3年度の東京証券取引所の全取引日

x_{O_d}：事業者Oの東京証券取引所における株価の取引日dの最終価格

m_d：東証株価指数の取引日dの最終価格

※ 現在の手法では変化率は日次、データ（要素数）は3年分

需要關係

NTTドコモ

原価 (百万円)	
需要水準 (Mbps)	

KDDI

原価 (百万円)	
需要水準 (Mbps)	

ソフトバンク

原価 (百万円)	
需要水準 (Mbps)	

NTTドコモ

冗長分を含む需要水準
(Mbps)

最繁時トラヒック
(Mbps)

KDDI

冗長分を含む需要水準
(Mbps)

最繁時トラヒック
(Mbps)

ソフトバンク

冗長分を含む需要水準
(Mbps)

最繁時トラヒック
(Mbps)

接続料の算定方法

- ◆ 第二種指定電気通信設備制度は、相対的に多数のシェアを占める電気通信事業者が有する「接続協議における交渉上の優位性」に着目し、接続料及び接続条件の公平性・透明性、接続の迅速化等を確保する観点から、非対称規制として設けられた制度。
- ◆ 10%超の端末シェアを占める事業者に対し、接続料等についての接続約款の届出等の義務が課せられる。
- ◆ 公正競争確保に向けては、接続料の適正性の向上が重要。これまで、算定・検証の仕組みが順次整備。

第一種指定電気通信設備制度(固定系)

第二種指定電気通信設備制度(移動系)

規制根拠	設備の不可欠性(ボトルネック性)	電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力
指定要件	都道府県ごとに 50%超のシェアを占める加入者回線を有すること NTT東日本・西日本を指定(1998年)	業務区域ごとに 10%超の端末シェアを占める伝送路設備を有すること NTTドコモ(2002年)、KDDI(2005年)、ソフトバンク(2012年)、 沖縄セルラー(2002年)、WCP(2019年)、UQ(2019年)を指定
接続関連規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 接続約款(接続料・接続条件)の認可制 ■ 接続会計の整理・公表義務 (※)その他、網機能提供計画の届出・公表義務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 接続約款(接続料・接続条件)の届出制 ■ 接続会計の整理・公表義務

算定・検証の仕組み

算定

検証

適正原価＋適正利潤を超えない額
(電気通信事業法第34条3項2号)

算定根拠の総務大臣への提出
(電気通信事業法施行規則(2016年5月))

接続料の算定方法
(第二種指定電気通信設備接続料規則(2016年5月))

接続会計の整理・公表義務
(第二種指定電気通信設備接続会計規則(2011年3月))

接続料

- ◆ 電気通信事業法第34条第3項第1号口の接続料を適正かつ明確に定めるべき機能（アンバンドル機能）は、二種接続料規則第4条に規定されている。

1 音声伝送交換機能	第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能
2 データ伝送交換機能（注）	他事業者が設置する電気通信設備と第二種指定電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続(※)した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備と特定移動端末設備との間で専ら符号又は映像の伝送交換を行う機能（CDMA2000方式、EV-DO方式を除く。） ※:L2接続のこと。
3 番号ポータビリティ転送機能	番号ポータビリティにより、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能
4 ショートメッセージ伝送交換機能	特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換を行う機能

注：データ伝送交換機能は、次の3部分に区分して接続料を算定することとされている。

- ① ②及び③に掲げる部分以外のもの（単位：回線容量）
- ② 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの（単位：回線数）
- ③ SIMカードの提供に係るもの（単位：枚数）

二種接続会計「移動電気通信役務収支表」

移動電気通信役務収支表

事業者名

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

(単位 円)

役務の種類	営業 収益	営業 費用	営業費	運用費	施設 保全費	共通費	管理費	試験 研究費	研究費 償却	減価 償却費	固定 資産 除却費	通信 設備 使用料	租税 公課	営業 利益	摘要
移動電気通信役務	音声伝送役務	携帯電話													
		その他													
		小計													
	データ伝送役務	携帯電話・BWA													
		その他													
		小計													
	小計														
移動電気通信役務以外の電気通信役務															
合 計															

(記載上の注意)

- 第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。
 - 二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種別の役務に配賦すること。
 - 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種別の役務に配賦すること。

営業	費	
窓	口	契約申込等件数比
料	金	料金請求件数比
販	売	販売件数比
そ	の	加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下同じ。）又は回線数比
運	用	加入数比又は取扱量比
施	保	関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
設	全	関連する固定資産価額又は営業、運用及び施設保全部門の人員費比若しくは支出額比
共	費	関連する固定資産価額又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人員費比若しくは支出額比
管	理	
試	研	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
験	究	
研	費	同上
究	償	
費	却	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下同じ。）比
償	却	
減	費	関連する固定資産価額比
価		
固	除	
定	却	
資	費	
産		
除		
却		
固		
定		
資		
産		
価		
額		
比		
通		
信		
設		
備		
使		
用		
料		
回		
線		
数		
比		
又		
は		
取		
扱		
量		
比		
租		
税		
公		
課		
等		
固		
定		
資		
産		
価		
額		
比		
管		
理		
部		
門		
の		
人		
件		
費		
比		

- 二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種別の役務に配賦すること。
- 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」

役務別固定資産帰属明細表

事業者名

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

(単位 円)

役務の種類	移動電気通信役務							移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計
	音声伝送役務			データ伝送役務			小計		
	携帯電話	その他	小計	携帯電話・BWA	その他	小計			
電気通信事業固定資産									
有形固定資産									
機械設備	取得価額								
	減価償却累計額								
空中線設備	帳簿価額								
	取得価額								
通信衛星設備	減価償却累計額								
	帳簿価額								
端末設備	取得価額								
	減価償却累計額								
市内線路設備	帳簿価額								
	取得価額								
市外線路設備	減価償却累計額								
	帳簿価額								
土木設備	取得価額								
	減価償却累計額								
海底線設備	帳簿価額								
	取得価額								
建物	取得価額								
	減価償却累計額								
構築物	帳簿価額								
	取得価額								
機械及び装置	減価償却累計額								
	帳簿価額								
車両及び船舶	取得価額								
	減価償却累計額								
工具、器具及び備品	帳簿価額								
	取得価額								

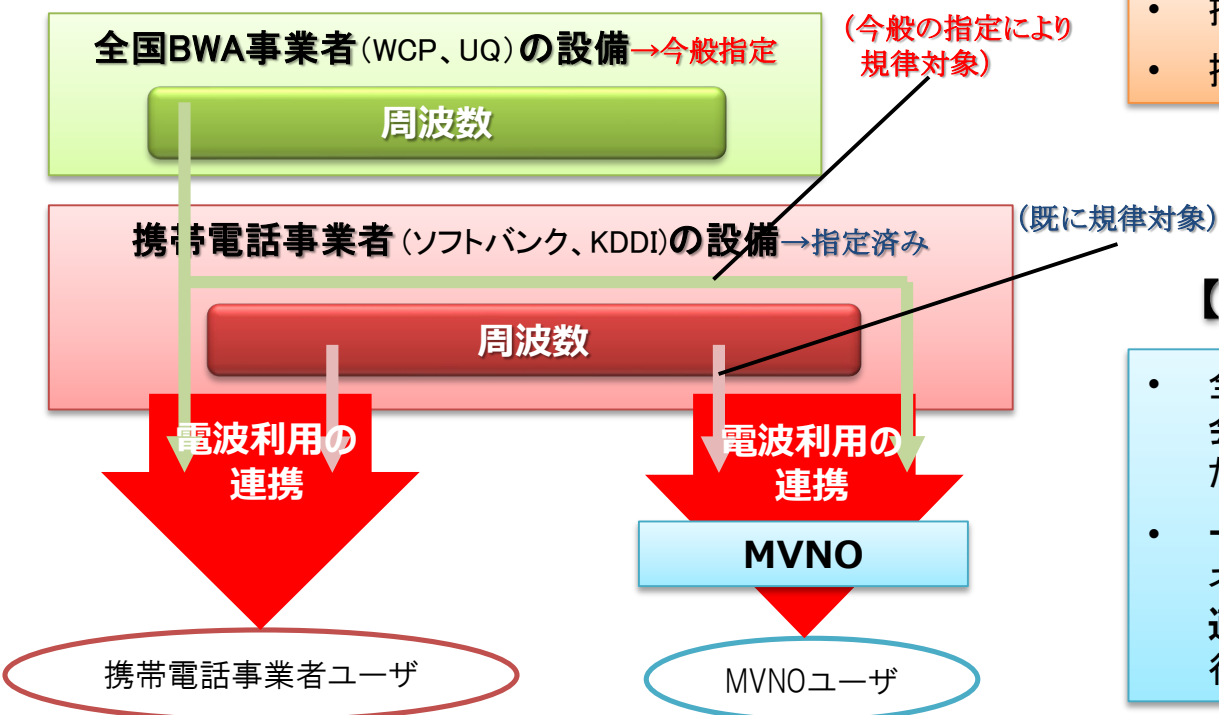
休止設備	帳簿価額							
	取得価額							
	減価償却累計額							
土地	帳簿価額							
	取得価額							
	減価償却累計額							
リース資産	帳簿価額							
	取得価額							
	減価償却累計額							
建設仮勘定	帳簿価額							
	取得価額							
	減価償却累計額							
有形固定資産合計	帳簿価額							
	取得価額							
	減価償却累計額							
無形固定資産合計	帳簿価額							
	取得価額							
電気通信事業固定資産合計								

(記載上の注意)

- 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

- ◆ 電気通信事業法では、設備に接続される端末のシェアが一定規模（10%）を超えるMNOに、総務大臣の指定により、接続料等についての接続約款の策定・届出義務等を課す「第二種指定電気通信設備制度」が規定されている。
 - ◆ 全国BWA事業者2社（WCP、UQ）の設置する設備に接続される端末のシェアが10%を超えたため、当該2社の設備を同制度の適用対象として指定。
- ※ 指定に合わせ、携帯電話事業者と一体の接続料算定を可能とする等の省令改正を実施。
- ※ 関係省令等は、情報通信行政・郵政行政審議会での答申を経て、2019年9月27日に公布。同年12月24日に施行

【全国BWA事業者の設備を利用した「電波利用の連携」】



【指定により課される義務】

- 接続料の算定の基礎となる接続会計の整理・公表
- 接続料等を記載した接続約款の策定・届出





【全国BWA事業者の設備の指定の効果】

- 全国BWA事業者によるネットワーク提供が、接続会計に基づく適正原価・適正利潤により算定された接続料により行われる。
- 一体的に接続料を算定する場合においても、そのネットワーク提供が、それぞれの接続会計に基づく適正原価・適正利潤により算定された接続料により行われる。

- ◆ 全国BWA事業者の設備の二種指定に併せて、全国BWA事業者は携帯電話事業者と一体となって「電波利用の連携」を実施している実態に鑑み、二種接続料規則において、複数の二種指定事業者による接続料の共同設定に係る規定を整備（令和元年12月24日施行）。
- ◆ 併せて、複数事業者の設備の一体運用に係る標準的接続箇所の扱いに関する規定整備（事業法施行規則）、全国BWA事業者に音声伝送役務に係る規定を適用しないことの規定整備（二種接続料規則）も行っている。

接続料の共同設定方法（二種接続料規則）

- ① 複数の二種指定事業者が、機能をそれらの設備により実現する場合、当該複数の二種指定事業者は、総務大臣の承認を共同して受けた上で、当該機能に係る接続料を設定。
- ② 「接続料の算定事業者」は、当該機能に係る接続料について、自らの接続会計及び他の事業者の接続会計に基づき原価及び利潤を算定する方法により設定。
- ③ 「他の事業者」は、当該機能に係る接続料について、「接続料の算定事業者」の設定したものと同額として設定。

<留意点>

- ・ 総務大臣の承認に当たっては、接続料の算定事業者に他の事業者が適切に協力することになっているか等、接続料の共同設定が適切に行われるものであるかを確認（MVNOガイドライン）。
- ・ 総務大臣の承認を受けた複数の二種指定事業者は、承認に係る機能の概要、接続料の支払い方法、責任の分解を接続約款に定めなければならない（二種接続料規則）。
- ・ 複数の二種指定事業者が、機能をそれらの設備により実現する場合であって、利用者への役務の提供実態等に照らし当該機能を複数の区分に細分して接続料を設定する場合については、当面、必要性・重要性の低い区分については接続料を設定しないことができる（MVNOガイドライン）。

将来原価方式の導入

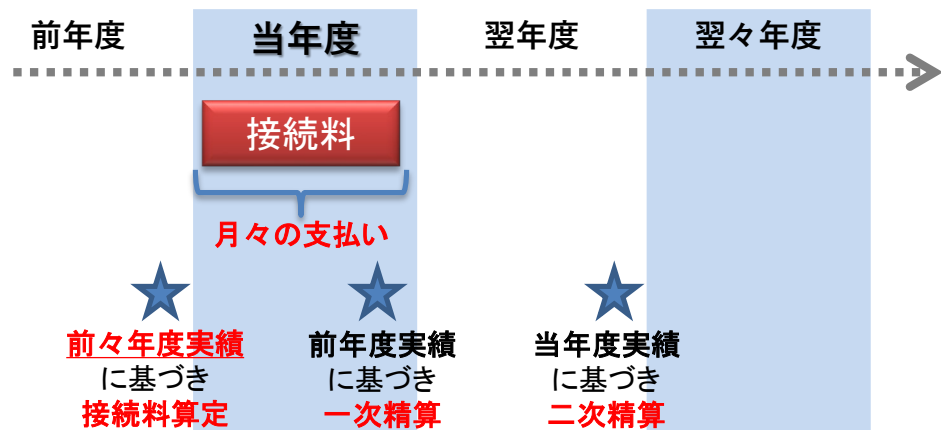
- ◆ 従来、データ通信接続料は、過去の実績（原価、需要等）に基づく「実績原価方式」により算定。
- ◆ MVNOにおける予見性確保、キャッシュフロー負担軽減を図り、公正競争を確保するため、2020年度から、合理的な予測に基づく「将来原価方式」による算定方式を導入。

※ 関係省令等は、情報通信行政・郵政行政審議会での答申を経て、2020年1月27日に公布・施行。

「実績原価方式」(2019年度まで)

過去の実績に基づき、接続料を算定。

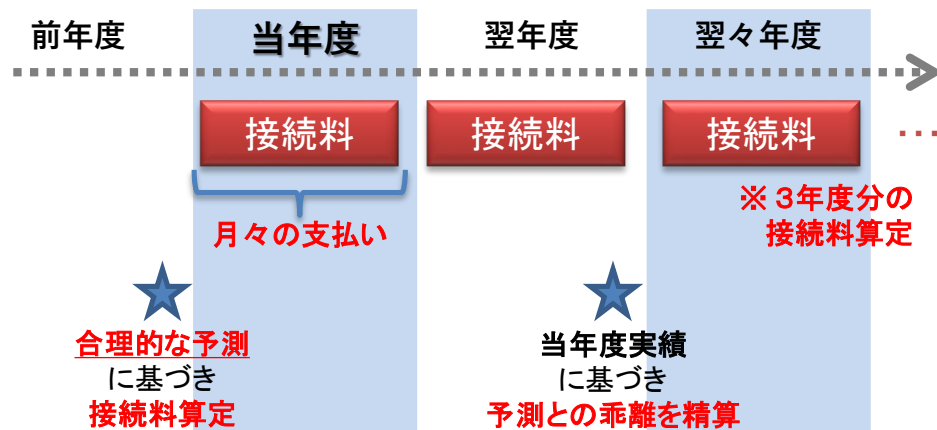
- ① 予見性が確保されず、原価管理に支障。
- ② 接続料の低下局面では、相対的に高い接続料による支払いを要し、過大なキャッシュフロー負担。



「将来原価方式」(2020年度以降)

合理的な予測に基づき、接続料を算定。

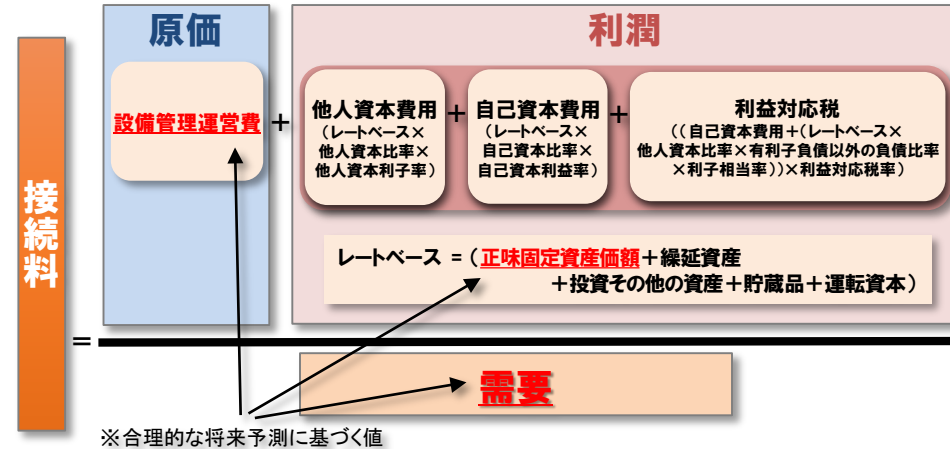
- ① 当年度の接続料の予見性が確保される。
- ② キャッシュフロー負担が軽減。
- ③ 複数年度の接続料が算定されることで、予見性の一層の向上が期待。



将来原価方式による接続料算定方法

1 算定方法

- 「将来原価方式」は、接続会計等を基礎として算定された原価、利潤及び需要の、**接続料が適用される年度に係る予測値に基づき、当該接続料を算定する方式。**
- 原価である「**設備管理運営費**」、利潤算定に用いるレートベースの太宗を占める「**正味固定資産価額**」及び「**需要**」の3項目について、それぞれ、**合理的な将来予測を行うもの。**



2 算定対象、算定期間等

- 算定対象は、データ伝送交換機能のうちの**回線容量単位接続料**及び**回線数単位接続料**。
- 算定期間は3年で、1年度目、2年度目及び3年度目の**3つの予測接続料を設定**。さらに、「実績原価方式」により**精算接続料を設定し、予測接続料との差額を精算**。



3 予測と実績の乖離への対応

- 具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねられているところ、**予測と実績の乖離のMVNOの経営に与える影響をなるべく小さくする観点から、次の措置を実施。**
 - ✓ **接続料の届出時期**について、予測接続料は2月末まで、精算接続料は12月までと**早期化**。需要の対前年度比の開示時期も早期化。
 - ✓ MVNOが自らの努力により乖離を予想できるよう、**予測値の具体的な算定方法、予測接続料と精算接続料の原価、利潤及び需要の乖離率等を情報開示対象に追加**。
 - ✓ 予測値の算定方法について、MVNOガイドラインにおいて、**過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における見込みを適切に反映し、実態に即したものとすることが求められる旨規定**。
 - ✓ 予測値の算定方法の適正性について、**総務省において、審議会への報告等を通じて毎年度検証**。